

参議院農林水産委員会會議録第十六号

昭和三十三年三月十三日(木曜日)午
後一時三十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 重政 庸徳君
理事 柴田 栄君
藤野 繁雄君
清澤 俊英君
鈴木 一君
上林 忠次君

委員

秋山俊一郎君
雨森 常夫君
佐藤清一郎君
田中 啓一君
田中 茂穂君
仲原 善一君
堀 末治君
堀本 宜實君
大河原一夫君
河合 義一君
北村 暢君
千田 正君
北條 傳八君

政府委員

農林政務次官 瀬戸山三男君
事務局側 常任委員 安永城敏男君
会専門員 農林省参事 保坂 信男君
同系政課長

説明員

農林省参事 保坂 信男君
同系政課長

本日の会議に付した案件
○農林漁業団体職員共済組合法案(内

第八部 農林水産委員会會議録第十六号 昭和三十三年三月十三日【参議院】

閣送付、予備審査)
○議案価格安定法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(重政庸徳君) ただいまから農林水産委員会を開きます。

農林漁業団体職員共済組合法案(閣法第一二九号、内閣送付、予備審査)を議題にいたします。

まず、提案理由の説明を求めます。

○政府委員(瀬戸山三男君) ただいま議題になりました農林漁業団体職員共済組合法案につきまして、その提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

農林漁業団体は、農林水産業の生産力の増進と農山漁民の経済的社会的地位の向上をはかり、あわせて国民経済の発展に寄与するために設けられた農山漁民の団体であり、わが国経済の進展に貢献して参つたことは、今さら申し上げるまでもないところであります。

しかしながら、これらの団体の現状を見ますと、必ずしもすべての団体が健全な発展を示しているとは言えない現状であります。

国として、これら農林漁業者の中核的組織である農協同組合等の農林漁業団体の、農林水産政策上に占める重要性にかんがみまして、これらの団体の育成強化をはかるため、相当額の財政支出を行なつて、これが助成をいたしているものであります。

しかるに、これらの団体の役職員はこれと同一地域社会にあつて、その職

能上、常に對比される立場にある市町村職員が、恩給あるいは共済組合制度の恩恵に浴しているにもかかわらず、それと均衡のとれた身分保証がないため、優秀な人材を確保することが保しがた、このことが、経営不振の団体の発生する一因ともなつてゐるので、この際、少くとも市町村職員が享受している程度の年金制度の実施は、ぜひとも必要であると考へられるのであります。

一方、これらの団体関係者にあつても、農林漁業団体の役職員の共済制度の確立を、自己の出費の増大をもいとわず、熱望して参つたのであります。

従いまして、政府といたしましては、その必要性を認め、現在、これらの団体の役職員の大部分が加入している厚生年金保険制度より相当充実した給付内容を有する年金制度を中心とする共済組合制度を設け、これらの団体関係者の永年の要望にこたへるとともに、農山漁民への奉仕に十全を期することとしたのであります。

次に、本法案のおもな内容について御説明申し上げます。

第一に、農林漁業団体職員共済組合は、農林漁業団体の役職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生をはかり、もつて農林漁業団体の事業の円滑な運営に資することを目的とする特殊法人でありまして、本法案は、この組合の設立、組織、運営、業務、経費補助及び監督等に関して必要な事項を規定しようとするものであります。

第二に、この組合は、特別の法律によつて設立された農林漁業団体のうち、農協同組合、農協同組合連合会及び農協同組合中央会、森林組合及び森林組合連合会、水産協同組合及び水産協同組合共済会、農協共済組合及び農協共済組合連合会、漁船保険組合及び漁船保険中央会、土地改良区、土地改良区連合会及び土地改良事業団体連合会、都道府県農協協議会及び全国農協協議会、開拓融資保証協会、漁業信用基金協会並びにこの組合に使用される役職員をもつて組合員とするものであります。

その団体数は、約二万七千、その役職員数は、約二十六万人であります。

第三に、この組合は、組合員であつた期間が二十年以上である者が退職し、五十五歳に達したときに、退職年金、組合員であつた期間が六月以上二十年未満である者が退職したときに、退職一時金、組合員であつた期間が六月以上である者が組合員であつた間に疾病にかかり、若しくは負傷したことにより退職した場合において、その退職の時に、その傷病の結果として一定の程度の廃疾の状態にあるときに、その廃疾の程度により、障害年金または障害一時金、組合員であつた期間が十年以上である組合員が死亡したとき、その者の遺族に、遺族年金、組合員であつた期間が六月以上十年未満である組合員が死亡したときに、その者の遺族に、遺族一時金、退職年金を受けている者が死亡した場合において遺

族年金の支給を受けるべき遺族がないとき等に、年金者遺族一時金の給付を行うのであります。いわゆる短期給付を行わない点、他の共済組合と著しく異なる点であります。

第四に、掛金及び国の補助についてであります。掛金は、大体千分の七十八くらいで、組合員とその組合員を使用する農林漁業団体等との折半負担とし、その掛金率は、厚生年金保険における掛金率の二倍余りとなりますが、給付もこれに應じ約二倍となるのであります。次に、給付に要する費用の百分の十五及び組合の事務に要する費用の全額を国庫が補助することができるとなつております。

以上のほか、組合会、役員、審査会、農林大臣の認可、組合設立手続、厚生年金保険との関係等につきまして必要な規定をいたしております。

最後に、この法律の施行期日は、昭和三十四年一月一日であります。それまでこの組合の設立手続も完了し、この組合も同じくその日に成立することとしております。

以上が、本法案の提案理由及び内容の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(重政庸徳君) 本法案の審査は、日をあらためて行います。

○委員長(重政庸徳君) 引き続き、議案価格安定法の一部を改正する法律

案（内閣送付、予備審査）を議題にいたします。

この法律案については、すでに提案理由並びに法律案の内容等について補足説明を聞きまして、本日直ちに審査を行います。なお、この法律案は、本日午前衆議院農林水産委員会において全会一致をもって原案通り可決されました。

まず、質疑に入ります。御質疑の向きは御質疑願います。

○柴田栄君 本法案の提出は、おそらく現状を基礎とせられまして、従来の措置では足りないということで検討された結果だということに考えられるわけですが、ちょうどこの法案の提出を契機とするがごとく、糸価が非常に暴落したという事実があるわけですが、その後の糸価の推移というものはどんなことになっているか、一応お伺いしたい。

○説明員（保坂信男君） ただいま糸価の推移についてお尋ねでございますが、糸価の価格につきましては、昨上期におきましては、おおむね二十万円前後の推移をしておったのでありますが、下期から若干下りぎみになって参りまして、特に十二月以降におきましては、現在の最低価格でございます十九万円におおむね膠着したような状態で推移をして参りました。特に、最近三月に入りますところから、先物相場につきまして八月限、七月限等の先物につぎまして、十九万円の線を下回る相場が現出をいたして参りまして、政府持ち込みが非常に増加いたしますと同時に、政府の買い入れ資金がだんだんに減少をして参りますので、そうした先の糸価維持に対する、何と申しま

すか、不安感等が若干ございまして、先般は八月限、七月限等で十七万円台の相場を現出する状態が出たわけでありまして、最近、若干それを持ち直しまして、十八万円台の相場が先物として出ているわけでありまして。当限につきましては、大体十八万九千円台でございますから、水準をいたしましては最低価格の十九万円程度でございますが、先物について、さような現状が出て参っているわけでございます。

○柴田栄君 おそらく繊維関係は、現状においてはすべて不況であるという影響を、当然生糸等においてもこうむらざるを得ないというのだということではわかるのですが、生糸は、一面において非常に輸出というものが大きな対象になっておるからというふうにも考えられるわけですが、輸出の見通しが悪いというふうなために、さらに不安を感じさせるといふこともありはしないかと思うのですが、輸出の見通し等は、どんなふうにお考えになっておるのか。

○説明員（保坂信男君） 生糸の輸出につきましては、昨生糸年度におきましては、生糸において約七万一千俵程度のもので生糸年度として輸出されておったわけでありまして。そのほかに、絹織物といったしまして、生糸換算で四万五千俵のものが輸出をされておったのでございます。本三十二年生糸年度におきましては、上期におきましてはおおむね前年のスケールで推移をいたしました。その後、ただいま申し上げましたような糸価不安の現況でありますので、特に本年に入りましてから、一、二月等は、前年実績から比べ

まして、非常に低調に推移をして参りました。これは今申し上げましたような糸価の先行き不安という面から、買い控え現象は、相当強く出て参っておりますので、海外からも糸価安定に対する最高、最低価格等の決定をすみやかにすること、あるいはそれに対する裏づけを明確にするというふうなことが、強く要望をされて参っておりますわけでありまして、そういう対策について、私どもも鋭意努力し、検討をしておるわけでございますが、そういう点がはつきりと目安が立つならば、十九万円の価格自体につきましては、海外の需要者といったしまして、これが買い手として高過ぎるという声は一切ない現状でございますので、糸価が確実に安定するということであれば、相当買いがつかまして、輸出も軌道に乗って参るものと考えておるわけでありまして。海外の有効需要といったしましては、もとより景気の停滞なり、特に繊維産業界の不況というふうな面はございまして、有効需要自体は、海外宣伝の需要増進の努力等によりまして、潜在需要は相当あるという見方からいたしまして、いわれておりますので、そうした措置が万全を期せられますれば、輸出につきましても相当軌道に乗せて行くことができると考えておるわけでございます。

○柴田栄君 一応糸価が安定すれば、養蚕家も安心して生産につけるといふことに相なると思われるわけですが、かような不安な状態で、養蚕家の計画等も非常に先行きを不安に考えるというふうな状況はないのですか。

○説明員（保坂信男君） 糸価の不安につきましては、現在、すでに御説明を

申し上げておりますように、政府の特別会計資金をいたしましては、現在におきましては三十億の現金と、三十億の借り入れ限度、さらに現金の積立金が五億五千万円程度でございますので、六十五億余りの規模におきまして、政府の買い入れを行なっておるわけでありまして、現段階におきましては、約二万二、三千俵のものが政府買い入れとなっておるわけでございます。従いまして、残る資金がだんだんと細つて参る実情にあるわけでございます。

もちろん、これに對しましては来年度の措置をいたしまして、大蔵委員会に御提案申し上げて参ります糸価安定特別会計法の一部改正をもちまして、借り入れ限度を、さらに来年度におきましては、二十億増額するような措置を、あわせてお願い申し上げておるわけでありまして、それにいたしまして、三十二年生糸年度の繭の生産が相当豊作でありましたこと、さきに申し上げましたような事情によりまして、最近輸出があまりかんばしくないとはいへないような事情も加わりまして、さらに三十二年晩秋蚕が相当な成績でもありましたので、引き継ぎ三十三年の秋蚕につきましても相当増産の傾向が見られるというふうな関係もございまして、価格の問題につきましては、政府の糸価維持対策に大いに業界といたしましても期待をいたしておるわけでございます。もしそういうことが不十分であれば、御指摘のように、糸価、ひいては繭価の維持というふうな点について、いろいろ不安を感じるといふような状態も出て参ることが考えられるわけでございますので、そういう面につ

て、農家に對しましても不安のないように、われわれといたしましては最善の措置をとって参りたいということ、せつかく検討をいたしておるわけでございます。

○柴田栄君 まあ将来相当生糸の消費が増加できるという見通しなら、手持ち等の消化も早期に期待できると思うのですが、現状においていろいろな手を打たれるとしても、そう早急にこれが消化を見て、資金の余裕を見出すことができないというふうな想像されるのですが、そういういたしますと、現在すでに二万二、三千俵を持っていますのだ、これがなかなか早期には消化できないというところになると、現在の六十億五千万円、その程度では、もうほとんど余力があまりなくなっているのではないかと気がするのですが、ね。こういう状況で推移した場合に、さらに二十億の資金を増すというふうな、二十億という限定をすることに、よって、ちょうど御承知の通り、この法案が閣議決定を見たということ、さらに不安を感じて、思惑等が入って暴落の原因をなしたのではないかとさえ想像される場合に、これだけの措置で、見通しが立つというふうなお考えでしょうか。

○説明員（保坂信男君） ただいま御指摘の点は、今の資金状態で先行きの見通しが立つかというお尋ねでございますが、まあ現実には、本生糸年度の繭の量と、それを製糸家が糸にして市場に供出をいたすわけでありまして、その関係からいたしまして、現在まですでに本生糸年度だけで今お話し申し上げました二十万二千俵のうち、昨年度末のものを除きますと、一万七千俵程度

が本生糸年度に入ったわけでありま
す。今後、生糸年度といたしまして
は、三、四、五月と残されておるわけ
でございますが、その間に、前の量か
ら考えましても、なお若干の数字が政
府に持ち込まれることが考えられるわ
けでございます。当面製糸業界に對し
ましては、こうした事情下にもありま
すので、四月、五月と若干の引き延
ばしをいたしまして、当月の生産を規
制するような措置を、政府といたしま
しても、いろいろ御相談申し上げまし
て、製糸業界自体といたしましては、
それらの措置について、最近に具体的
に検討をいたされておりました、近く
今月下旬からは調整組合の調整規定の
発動によって、そういうふうな措置を
とられると考えておるわけでありま
す。そういうこととあわせまして、現
在の資金量によって若干の繰り延ばし
と申しますか、の措置は可能であらう
と考えられるのでございますが、さら
に春蚕のでき高がどういふふうにな
りますか、いろいろ、例年災害等もご
ざいますので、それらの事情等をも將
来見合せて、なお不足するような事
態も予想されないではないと考えら
れます。そういう場合については、十
分なる対策を検討せねばならないと考
えておるわけでありま。

○柴田榮君 これは次官にぜひ一つ御
決意をもって御検討願いたいと思つて
おるわけですが、この法案の改正は、もち
ろんで、その見通しを立ててはやつてお
られると思うわけですが、不安を与える
ということが、かえって措置をとつて
マイナスになるというふうなことも考
えられるわけでございます。いづれ
政府がご入力をして、妥当な価格を

維持しつつ養蚕を振興していこうとい
う意図から出たものであると、われわ
れ考えるわけですが、そういう建前か
らして、不安のないように、十分な対
策を考案されなければならぬと思つ
たのですが、それらについては、御決意
はありましようか。

○政府委員(瀬戸山三男君) この問題
については、当委員会、また衆議院の
農林水産委員会におきまして、非常に
御心配をいたしておられます。もち
ろん製糸業界、あるいは今お話があり
ましたように、繭の生産農家について
も、ある程度の不安をかもしておるこ
とは事実でございます。この事態を
收拾するといひますか、安定させなけ
ればならぬのであります。そこで、
先日の委員会におきまして、ちようど
ああいふ暴落的な相場が出ました翌
日でありましたか、閣下委員からも御
質疑がありまして、私どもの所信の一
端を申し上げておいたのであります。
政府といたしましては、先ほど来御説
明申し上げておりますように、現在の
六十五億の資金のほかに、さらに二十
億の借り入れ限度を増加する改正案を
お願いいたしておられます。今お話のよ
うに、現在約四十億の買入れをいた
しておるのに、さらにに二十億増
加いたしまして、あと四十億ぐら
いで、今のような推移で、解決ができ
るかという問題については、いろいろ議
論があるわけでありまして、農林省、
あるいは政府といたしましては、事態
の推移を見ながら、それに対する対策
を立てよう、しかし、そういう事態の
推移を見ながら対策を立てると申し上
げて、ただその場になってから対策
を立てるといふことでありませんの

で、せっかく今御審議を願っておりま
す。きょうは糸価安定の審議会も別
の場所で行われておりますが、そうい
う意見等も勘案いたしまして、さらに
また、これはまあ自由民主党、社会党
に限らず、両党とも非常に心配してい
らうと思つて、この際、資金額の
増加二十億のほかに、政府の決意を正
式に表明する必要があるのではないか。
こういう御意見が出ておられます。そ
で私どもといたしましては、きょうの
糸価安定審議会の結論等も勘案いたし
まして、政府部内におきまして検討を
加え、必要があるとなれば、閣議決定
等の措置を講じて、この安定の目的を
達したい。こういう考えで今進めてお
るところでございます。

○委員長(重政廣徳君) これはやはり
時間の問題もあるもので、すみやかに
やってもらいたいといふことをお願ひ
しておきます。

○千田正君 次官にお尋ねいたします
が、あるいは課長さんでもいいです
が、お隣の中国が最近非常に養蚕業
に力を入れておる。そうして東南アジ
アの市場等においては、日本の糸と競
争しても負けないだけの品質のものも
出てきつた。やはり安い糸を相当
供給してきておるために、日本の糸が
東南アジア等においては、どうも従来
のような売れ行きが思わしくない。そ
れから一番買い手であったアメリカで
も、国内における化繊その他の国内産
業を守るために、日本の生糸に對して
相当の輸入制限をやつておる。こうい
うような状況下において、さらに国内
においては中小企業等の整備に従つ
て、大企業であるところの大会社の製
糸業なども操短せざるを得ない立場に

置かれておる。こういう非常に八方ふ
さがりの環境下において、ただいま糸
価維持法の改正が出てきました。こ
れは農林省やわれわれのみならず、日
本の経済政策それ自体に根本的な改正
を加えなければ、将来先細りになつて
いくのじゃないか。たとえばわれわれ
はこういう糸価安定法を農民のため
に、生産者のために作つても、これを取
扱ふところの中小企業者あるいは貿易
の分野におけるところの市場の開拓、
そういう点が十分でなかつたならば、
これはもう毎年々々かかえ込んで、相
当苦しいでいかなければならぬ、こ
ういふふうには、私自身は、この先の杞
憂を持つておるのですが、それに対し
て、どういふ見通しを持つておられま
すか、一応承わつておきたい。

○政府委員(瀬戸山三男君) 御承知の
通り、生糸の需要及び国際貿易と申し
ますか、輸出の問題は、いわゆる化学
繊維等の新しい繊維類の発達によりま
して、これは相當の打撃を漸次受けて
おることは事実でありまして、それが
今日の事態の大きな原因であらうと思
うわけでありま。しかしながら、私
どもはほんとうはしろうとであります
けれども、いろいろ専門家の意見を聞
きまして、生糸には生糸の別なよさ
がある。このよさを發揮することに
よつて、まだまだこの需要が必ずしも
そう停滞するものじゃない、こういう
見通しを持つておるわけでありま。
そこで、今お話がありまして、だんだん
中共産の生糸というものは、だんだん
力を入れておるから、だんだん発
展するといふ傾向にあるわけでありま
す。私どもが専門家の意見を聞いてお
りますのは、現在のところでは、その

品質の程度、あるいは需要先が主とし
て欧州ということになっておるやうで
ありますが、現在のところでは、まだ
日本産の生糸と中共産の生糸が競争と
申しますか、相反するといふ程度には
なつておらないやうであります。しか
しなから、中共においてももちろんい
ろいろ研究をされるでございませうか
ら、それは将来にそういう場合を予想
して、日本としては対策を講じなく
ちやならない、こういう考えを持つて
おります。一面におきましては、この
生糸については国内需要、それから主
としてアメリカの方の輸出の需要と、
こういうふうになっておりますけれど
も、今後は、やはり使用と申します
か、品質とその使用の方法について、
専門家は現在も続けておりますが、
もつとそういう面において工夫研究し
て、その需要を促進する、需要を増大
する、こういう道を開く努力をしなけ
れば、なかなかこの問題は、安閑とし
たことではいけないのであらう、こ
ういふ考えをもつて、せつかく進めてお
る。こういう状況であります。

○千田正君 政務次官のお考えと、私
も同様に考えておるのですが、それ
で、アメリカ側が受け入れなかつた、
あるいは将来とも難関はなかなか突破
できないとすれば、貿易のこれから対
象になるところのマーケットの開発と
いうことは、これは当然もつと積極的
にやらなくちゃならないといふこと
と、国内におけるところの、かりに上
邦の下にけななくて、今度五万ポンドし
かいけなかつた、五万ポンドかかえな
ければならないといふ問題が起きてき
たときに、それをいかにして国内の消
費に振り向けるか、国内の需要並びに

生産というものに対して、これは通産行政と一致しまして、中小企業への援助とともに、国内使用ということも考える。ところが国内においては御承知の通り化繊産業という近代産業というものは、われわれのそういうものに對する一つの大きな敵といつては語弊がありますが、ライバルとして現れてきておる今日ですから、容易ならざる段階にあると思ふ。少くとも国内の需要の点だけにおいても、十分に政府としては通産及びその他の官庁側と十分に御協議いたしまして、その善処する方法を考えていただく。そうしないと、毎年々々ストックをいかけて、財政上のやりくりをやつていかなくちやならぬ非常に苦しい立場に追い込まれると同時に、これは生産者に対しては大きな影響を及ぼすと考えますので、特にそういう点に留意されることを要望しておきます。

○清澤俊英君 現在滞貨と称するものはどれくらいあるのですか。滞貨には保管会社、それから政府の手持滞貨、外地における滞貨、市場滞貨、こういうものを全部まとめて、どれくらいありますか。

○説明員(保坂信男君) 概略の数字を申し上げますと、現在政府に手持ちいたしました数字は二万二、三千億でございます。保管会社が現在持つております数字が約三千八百億でございます。市場の在庫は、国内における市場在庫は約一億七千万でございます。横神、横浜、神戸の問屋筋その他工場在庫等を含めまして、アメリカの在庫は約一億七千万といわれております。

○清澤俊英君 それで、今これから製造していくという商はどれくらいあります。この在庫は、これは通産行政と一致しまして、中小企業への援助とともに、国内使用ということも考える。ところが国内においては御承知の通り化繊産業という近代産業というものは、われわれのそういうものに對する一つの大きな敵といつては語弊がありますが、ライバルとして現れてきておる今日ですから、容易ならざる段階にあると思ふ。少くとも国内の需要の点だけにおいても、十分に政府としては通産及びその他の官庁側と十分に御協議いたしまして、その善処する方法を考えていただく。そうしないと、毎年々々ストックをいかけて、財政上のやりくりをやつていかなくちやならぬ非常に苦しい立場に追い込まれると同時に、これは生産者に対しては大きな影響を及ぼすと考えますので、特にそういう点に留意されることを要望しておきます。

○田中啓一君 そんな見当でしょう。○清澤俊英君 これは大体そのくらいでいいのじゃないかと思つておりますが、それで二月分、この買掛は今ずっと進んでおりますから、従つて二月に入つてのこれからふえる買上げ量、保管料等のお見込みはどれくらいになっておりますか。それから四、五億の手持ち滞貨が、買上げその他も全部入れて、どのくらいありますか。どういう御予定になっておりますか。それらの目安つてておりますか。

○説明員(保坂信男君) 二月の政府買上げは、実績が出まして、これは約六千五百億でございます。それから三月の一日からただいままでの数字が約二千六百億でございます。いずれもこれらを含めた数字が、先ほど申し上げまし

ますか。これから年度がわりの五月までの在庫量はどれくらいあるのか。○説明員(保坂信男君) 蔵の在庫量は、今詳細に記憶いたしません。大体一月末で、工場の蔵在庫は前年同期に比しまして約一五％の増加になっておりました。それが通常の場合は生糸年度がかわりますから、すなわち六月から新規年度であります。その場合に、通常五、六十万貫のものが通常の年度でも新規年度に繰り越される実情になっておるわけでありまして、それから考えまして、今後おおむね毎月その程度の繰り越し在庫といいたしますと、月間二億三千万の生産になると思はれます。

○清澤俊英君 これはほかから入つた数字で、どこで見つけたかわかりませんが、私の聞いている範囲では、これからの在庫が約八百五十万貫。○田中啓一君 そんな見当でしょう。○清澤俊英君 これは大体そのくらいでいいのじゃないかと思つておりますが、それで二月分、この買掛は今ずっと進んでおりますから、従つて二月に入つてのこれからふえる買上げ量、保管料等のお見込みはどれくらいになっておりますか。それから四、五億の手持ち滞貨が、買上げその他も全部入れて、どのくらいありますか。どういう御予定になっておりますか。それらの目安つてておりますか。

○説明員(保坂信男君) 二月の政府買上げは、実績が出まして、これは約六千五百億でございます。それから三月の一日からただいままでの数字が約二千六百億でございます。いずれもこれらを含めた数字が、先ほど申し上げまし

た現在の二億三千万程度の政府買上げ数量に、結果として相なつたわけであり。今後どのように買入れが進むでございましょうかというところであります。が、三月におきましては、これはこれからのことでありますから、的確にはわからないのでありますけれども、おおむね上期の今までの趨勢等から考えまして二月の実績程度に近くいくのではないかとこのように考えております。そのあと、先ほど申し上げましたように、製糸業者といたしましては、一応、三月の下旬——現在では二十五日から想定をされておりますけれども、それと四月、五月は、若干生産の調整をいたしますので、従いまして、市場に出回る数量としましては、若干抑制をされて参りますので、その間に入ります数字は、その点から考えますと、ずっと減少するのではないかとこのように考えます。

○清澤俊英君 どうもかなわぬですね。大体三月分が、十日までの間に、きょうは十三日としまして、二千六百億、そうすると、これから三月一ぱいを見込みますと、五千億と見込んでいいわけですね。この率でいけば、大体五千億と見てよい。そこで四、五にになりますと、それがまた押して出て、一万近く毎月出るのはないか、何か業者の方では、一万五千ぐらい出るのじゃないかというように見ています。が、どういふ予定でそれを見ておられるか。と申しますことは、現在で、さっきの二億三千、これは玉糸も全部入つて二億三千億と、こういつていいわけですね。これが買入れ金が大體四十三億ぐらいになっていきますね。そ

うしてこの法案が通つてワケが二十億余り……、あとは四十二億ばかりとなります。前のやつが六十五億五千万ばかりあるのですから、四十二億ぐらゐしかありません。それがこれ以後に使われると、三月五千の、四、五、毎月一万ずつ二カ月という二万五千。それでしよう。これは大体それで予算を使つてしまふ。使用後少したつて、ごちゃごちゃしているうちに新蔵が出る、こういうものが出てくる、そこが私は重大問題だと思ふ。今どんな買入れの計画を持っておられるか、これをまず明確にしておらねと工合が悪いと思ふ。三月はどれぐらゐ買うのだ、四月は大体どれぐらゐ買うのだ、五月はどれぐらゐ買うのだ、非常にどうもこつちは何だか乗組したお話を聞いているけれども、そう簡単にいかないと思ふのだけれど、こういう数字でいきますと……、どうお考えになるのですか。資金も頭を打つことはわかつておる、五月に入れば、蔵の資金は。

○説明員(保坂信男君) ただいまお話のございましたように、三月におきましてはすでに現在で二千億百億になっておりますので、二月が実績は六千五百億程度でございますから、三月におきましてはおおむねその程度は買入れられる可能性が強いであらう、従いまして、あと四千億あまりは政府に入る可能性があると考えます。ただ私が申し上げましたことは、ただいま製糸業界の方で検討されておりますのは、製糸家の中小企業安定法によります調整組合におきまして、二十五日から約二割程度、数量にいたしまして一万億程度の繰短をいたそう、こういうふうに進められておりますので、それが確実に

実効が上るといたしますれば、先生の御指摘のように、その後一億七千万は、市場に對する供給として減じて参るでございましょう。そういうことから考えまして、これはゼロとは考えられませんが、若干の受け入れでその繰短が徹底いたしますれば、その後は、政府に入るのは減少するのではないかと、こういうふうにお申し上げておるわけであり。○清澤俊英君 それでも、若干は減るでしょうけれども、今現在六千億を目安にしておる、こういうお話ですが、四、五は大体しからばどれぐらゐ見込んでおられますか、若干……、三千億になるのですか、二割の繰短をやつて三千億減つてくるのですか、それとも輸出が急にふえてきて、需要が急に増大してきて、そう買入れないでいいというはつきり目安が、いとおるのか、そうでなかったら、よくよくの場合でも六千億……、約五千億近くは買上げておらねければならぬ、こういう数字が出てきますね、二割減らしたとしても、三月の実績から見て。そうすると、これだけでも一万約四千から五千億、二割繰短しても買上げなきゃならぬ。もう資金は全く枯渇してしまふ、あとはどうにもできないということになつちやう。そうして生産が減りますれば、従つて、蔵の手持ちが今度はふえてくる。そうこうしているうちに新蔵が出る。そうして糸の値は御承知の通り、先ほど御説明の通り先行きは下つておる、七月は下つておる。適格品でも座繰糸などでは、何か市場で十六万五千円ぐらゐに売つておる、こういうものが残つておる。

かうのとが、自分の希望じゃないです。か。希望をはずれた側の空気が、ずんずん輸出を押しておりまして、そういうお話だという、何ともわかれわかれは納得しかねるのです。と申しますとは、おそらくそうおっしゃるあなたの方としては、本年の価格審議会に御諮問なさるときは十九万円の最低、二十三万円最高を打ち出さ、御諮問をなさるおつもりですか。それから先聞いていきましょう。

てやつておられるのじゃないか。先日
も何か新聞を見ますと、今日出ている
毎日の市況相場は十九万円というやつ
は、これはあまり新聞などに実勢を筆
表すると、非常に輸出上影響があるか
ら、一応発表だけは十九万にしておこ
うじゃないか、こんなことで出ている
のだというように、新聞にも出ており
ました。それからけさ何気なしに日経
を見ますと、「心細い生糸の輸出、安
定法の不安定たる」と、こうあるので
すが、そのたたる理由はどうかといっ
たら、十九万に価格安定をしているか
ら問題が生じると、こうなんです。だ
から現実としては、もつと糸を下げん
ければならぬのだ、それがためには、
不況対策の根本策に対しては、蚕糸大
会を開くとか何とか言うて、糸自身
の値下げをやらなければ、この不況対
策はないのだ、価格安定で幾ら買い
上げても、それはできないのだ、他の
繊維との競合上、割高になっているの
だから。こういうさなかなんです。
それだから私は心配するのである。そ
ういう全体の空気の中で、政府で言う
ておられることは、先行きがどうのと

〇政府委員(澤戸山三男) そうですね。それで、そのいう考えであります。それで、それはまあ議論をいたすわけではありますせんが、なるほど生糸以外の繊維品は、御承知のように相当不況と申しますか、なっておりますが、これはまあ他の繊維にいたしまして、好況のときもあり不況のときもあり、非常に波があるわけでありまして、今不況だから直ちに糸価もくずして、もう少し低いところにあてて、もう少し高ぬというときには、私どもは考えをおりません。安定法はあくまでもそう高くもない安くもないというところで安定さしていいこう。先ほど糸政課長から申し上げましたように、たとえばアメリカの業者などは、何も特に安いことを望むのじゃなくて、一定の安定した糸価を見せてもらいたいという要望も、私は聞いておる状態でありまして、価格の変動があるということが、たとえばアメリカ等における業者の、さつくばらんについて、商売がやりにくい、こういうことなんだと思いますけれども、特に安いことを——これはまあ商売でありますから、安いことはいいのでありますけれども、安かったり高かったりすることは非常な困るのだ、

こういう状況でありますので、これは相当恒常的な価格維持をするという趣旨の安定法であることは申すまでもないわけでありまして、他の繊維産業の非常な波に比べて、糸もその波に必ずという考え方は、現在のところ、しておらないのでございます。十分今お話のようなことも、もちろん心配はいたしておりますが、他の繊維の景況に従ってこれを全部もう見捨てるのだ、あるいはこれは望みがないのだという考えは、今持っておらないわけでありまして。

○清澤俊英君 ちよつと向きを変えてお伺いします。輸出絹織物は、大体輸出の糸に対して何割ぐらいの割合になつてゐるのですか。何割ぐらいの割合で出ているのですか。絹織物として出ました金額じやありませんよ。糸量としてどれくらいに當つておられますか。

○説明員(保坂信男君) ただいまお尋ねの、絹織物の糸換算の数量でありまして、これは先般お手元にお配り申し上げました、糸換算に関する統計資料の二ページの上欄にございまして、三〇一年の推移を見ますと、絹織物は糸換算にして相当な伸びを示しておるわけでありまして、三十二年におきまして、これが約五万俵をこえる程度の数字に、絹織物としては相当な伸長率を示しておるわけでありまして、生糸の面は三十二年生糸年度はまだ残りがあつたので、はっきりはわかりませんが、七万俵にあるいは本年は届かないかという程度だと思つては、昨年からは三割ぐらいの伸長になるのではないかと、こういうふうに考えております。

○清澤俊英君 ところが、その輸出絹織物の自費をやつて、三割繰短、約三〇%の繰短をやつておる。それでふえることはおかしいのです。何のために繰短をやつておるのです。

○説明員(保坂信男君) 生糸自体といつたしましては、輸出に向うもののほか、内需といつたしましての国内向けのものも相当量あるわけでございます。大体、従来のペースで参りますと、三十万俵の生産のうち二十万俵は内需でございまして、その中の四万あるいは五万俵が輸出絹織物として輸出向けに生産されておるわけでございます。内需の方は、一昨年から比へまして、昨年の実績も若干これは下つてゐます。従つて、内需全体としても若干下りぎみであります。その中で、輸出絹織物の部分につきましては、伸びておる、こういう実情に相なつておるわけでございます。

○清澤俊英君 そうしますと、安定価格としては十九万円——二十三万円の限度でこの安定価格を支持していかれる、こういうことははっきりしました。そこで、実際価格協定をやつて、買うときに、問題が出やせぬか。このときに実質上の問題として、これがいろいろ政府等のあつせんによつて、一応値段がきまりまして、価格が協定できて、きまりまして、実勢がこのままであつたならば、果して全部買つか買わないか、これは問題になる。いやでも買えというところまでいつては、いらないのだから、非常に買ひ控えをしてきやせぬかという危険がある。あまり買ひ控えをされたら大へんだ、この心配はありませんか。

第二番目は、その際に、政府として

は、賄賂資金というものを製糸家に、昔のように思い切り出していただけかどうか。出さないで、今までの例で参りますれば、地銀から融資を受けるのであります。従つて、地銀が、その値段では当分買えないから、内金だとして、七割もしくは八割を支払つて、なかなか相場が上らないということになります。と、益勘定になつてもそれがもたらえない、こういう不安はないでしょうか。今までそういう例がしばしばあつたのです。これにどういう御処置をとつていただけるか。これが出ないとは私は考えられない。無理な相場を一応作つてみて、実勢が、今言つた通り、内需も減つておる。アメリカには現に一万俵の手持ちがある。市場にも手持ちがある。政府も持つておる。また保管資金もなく持つておる。こうした悪条件の中で、思い切つてとんとんと先足のないものを買つかどうかということなんです。

もし二割か三割買ひ控えられたら、それは自然的に大問題が出ると思うのです。私はそれを聞きたいのです。

最後に、それに対する政府のほんとうの腹がどこにあるのか。賄賂資金を出してやらせる。なるほど一部には、農協等を通じて乾繭の保管の方法もあつた。それにしても、徹底的にそれをやらせる。今、現在そういう品物が、乾繭する道具、昔の道具、施設を持つてゐる所はほとんどないと思つて、手放してゐる。これがなかなか間に合わない。そうすれば、自然に逆になつたのが、今度は安売りをすることができたのが、農協はみな投げ売り

していかねばならぬ実情が出やせぬか。表はりつぱなものでも、現実にはそこへ追ひ込まれるのではないかと考えますときに、全く杞憂にたえないのであります。その点に対するはつきりした、閣議で、たゞいまも決定して、そのときは臨機に処置をとる、こう言われますが、次官も知つておいででしょう、今度の二十億のワックをつける、これも現金じゃ出せないのだ。ほんとうは審議会で、二十億の現金がはしかつたのだ。ところが、それがどうでもだめなので、これを何とかつけないかならば、どうもアメリカに悪い影響があつて、そうして、だんだんと先を見越されて、値段が下つていく危険性があるから、一つ何とか買ひ入れるというワックをつけてくれ、これは買ひ入れですから、利子がつくのか、その点は後ほどお伺いしたいと思つておられます。こうしてやつとつけてもらつた。それが三月には、現在、資金も絶えるから、それまでにいつてあつた別ワックをつけてもらつてやつておるのだが、大蔵省がうんと言つて聞いてくれるかどうか。しかも、実勢が、特別賄賂資金を製糸家に回すか、農協に回すか知らぬけれども、そういうことをして繭の協定の価格を維持するものを、一日か二日ではたばたときめてくれる自信がございまして、私は、自信は、どうもこの間の様子では、ないと思つた。次官、自信があらましか。もし、自信があらましか、一つ大蔵大臣に来てもらつて、はつきりしてもらわなければ、これは問題にならぬ。事実、それはできませんか。

○説明員(保坂信男君) 清澤先生の御指摘のように、かりに現状のままでは、

なお相当の糸が政府に入り、春繭が増産になるといふ場合におきましては、御指摘のような不安なしとしないと思つておられます。要するに、先ほど来お話が出ておりますように、政務次官のお話しになりましたように、そういう事態に対処いたしましては、政府といつたしまして、われわれ事務当局といつたしまして、十分資金繰りの強化等の面について努力をいたす考えでおるわけでございます。万一、最低繭価を割るというような事態に対処いたしましては、もちろん、お話しもございまして、いましたように、乾繭共同保管というやうな形も出て参ると思つておられます。それらの資金は系統資金により、さらに利子等については、政府で補給をいたすことに相なつておるわけでございますが、できる限り、そういう事態に到達する以前において、必要な措置を講ずるようになつて参りたいと思つておるわけでございます。

○清澤俊英君 くだいですが、大体やめますが、さつき申し上げました今までの資金繰りで、糸屋は買ひつけても、銀行が貸さない。この場合、長期にわたるようなときは、何か御処置をとつていただけませんか。これは危険な割引支払い、ひどいときは三割ぐらい押えられることがある。益勘定をやつてもらつたといふことがあつた。それによつて、糸の景気がよくて、側からどんどんと抜け買ひに入つてきて、そういう状態になるのです。いわんや、抜け買ひどころの騒ぎではない。全製糸家が二割五分か三割買ひ控えをしたときに、そのとき、そんなものが出てきたら、抜け買ひどころの騒ぎじやな

い。おそらく農民は急いで売り逃げをやるのじゃないか、生贖をもって。

○説明員(保坂信男君) 先ほど来繰り返し申し上げておるわけでありましたが、要するに、相場というようにも、資金不安でございませう。そういう点の対策ということは、最も必要の場合に具体的に講ずるという決意に立つ必要があるわけでありませう。そういうことが可能になれば、市況もそのことのみによって動いておるのが現状であります。海外の買手が安く買いたたくがために動いておるのでは全くな

い現状でありますから、そういう措置によって改善したいと思うのであります。従いまして、そういうことになりませうれば、製糸家の生産した生糸が現金化されるということによって、資金が滞流して、購繭資金も円滑に回るといふ形に実現されることが望ましいといふふうに考えられるわけであり

ます。万が一そういう場合に、安値で、繭が余って、農民が安売りをしなければならぬという事態に処する方策といたしましては、現在も繭糸価格安定法によりまして、乾繭共同保管の措置がきめられておりますので、そういうことを考慮して、万全の態勢を考えていきたいといふふうに考えております。

○清澤俊英君 私はこれで質問終了ですが、この問題非常に重大でありますから、政務次官は一つ大臣とよく相談してきて、次期までにはっきりした御返事を、御回答をお聞きしたい。これで私は質問終了ですが、これは非常に重大問題ですよ。だから、こうして、こうやりますと言ったって、それは大蔵省がふんふんと言ったって出さかぬ

か、これは重大問題だ。いまだ少しはつきりしたそういう想定の上に……。

やはり農民にそこへいつて恨まれたいような一つ方策を考えていたいただきたい。わしら、選挙でも始まれば、これまでに得なんですけれども、このままで行って質問応答を積み上げれば、全部社会党当選しちまいますけれども、それじゃつもらない、それじゃ何にもならぬから、一つはつきりしてあれをしていただきたいと思ひます。

○北村暢君 ちょっと基本的なこととお伺いしたいのですが、農林経済局の統計調査部から出ている日本の農業の動向と見通しという統計の資料がある。これによりまして、繭の価格とあるものが値下りをした、今度の三十二年度の下期です。今までの売手市場から買手市場に変わった。そしてこの問題は非常に注目すべき問題である。こういうことを言っているのです。そしてその結論の、今後の見通しのことでは、糸価は安定するだろうと、こ

ういうような見通しをつけているのです。すがね。これは今出ております特別会計の問題と繭糸価格安定法の一部改正と、これから見ますと、この見通しはあまり合っていないようですが、ここで私お伺いしたいのは、これだけの投入をして、輸出生糸の保管会社に投資をする、あるいは特別会計で二十億、こういうことで糸価を安定させる

対策を今ここでやろうとしているわけですが、繭の価格の安定は、ちよっと今の説明をお伺いしましたが、現実に出つておるという事態に對して、どういふふう……。今度のこの糸価の安定格安定は、どういふふう現実に今對

処しているのか。この点を一つお伺いしたい。

○説明員(保坂信男君) 御指摘のございました資料につきましては、おそろくは下期のアウトルックによる資料ではないかと思ひますが、昨年から下期におきましては、お話のございましたように、従来から見ますと、繭価は若干下つております。しかし、最低価格千四百円から考えますと、大体千五百円程度には維持をされておりますので、そう極端な値下りとは考えられないのであります。それが買手市場になるかどうかという点につきましては、繭は相当増産されて参りました。もうこれは製糸家の生産の能力から考えますと、当面予想される程度の繭の数量であります。さらにこの春繭が豊作であつたとしましても、それを消化するだけの能力は、先般来の企業整備をいたしまして、十分あると考えられるわけでございます。ただ、生糸の需要の面が伸びません

と、そういう面でも御指摘のような状況が出て参るおそれがあるわけでございます。糸価安定の中における繭価安定という問題につきましては、この糸価安定制度自体がいろいろ政府が買入をを通じて、その間の需給調節をしまして、糸価の安定を通じて繭価安定をはかるというシステムになつてい

はかるといふシステムになつていわけでございます。生糸を買っただけで十分である場合のときに、繭の乾繭で、三十年の改正のときに、繭の乾繭共同保管の制度がつけ加えられたわけでございます。そもそものは、この生糸を直接政府が買入ということの終局の目標は、一つには輸出の増進ということと、一つには農家経営の安定というこ

とが法律の目的にもうたわれておりますように、それによつて繭価の安定をはかつて、農家経営を安定させるというところがねらいであるわけでありませう。繭で持ちまして生糸で政府がたな上げをいたしまして、いずれにいたしまして、その需要供給の間の調節作用としては、段階の違いはござい

ますが、農家に對しましては同じ効果を持つと考えられるわけでありませう。今回のように売手市場から買手市場にあるいは転換をするのではないだろうかと。そういうような事情がだんだん出て参りますと、その間に、直接的に乾繭共同保管という制度が活用されるという現象になつて参るのかと思ひ

ます。現在まで、その制度が開かれてから、乾繭共同保管の事態は一度も生じなかつたわけでありませう。それがそういう状態に変わつて参りますと、御承知のように総合対策として活用されるという結果に相なるかと考えます。

○北村暢君 それから基本的なことからお伺いしたいのですが、今もいらした資料によりまして、桑園面積は長期計画によつてこれをふやそうとしているわけですね。それからまた反當りの生産量も集約化すればふえてくる。非常にふえてくることになつて計画されていわけですね。従つて、生糸の生産量も相当増産される計画になつて

いるわけですね。私は、今の今までの生糸の一番問題は、やはり輸出でありませうがね、この輸出が織物としては相

しているが、なおかつ輸出が思わしく

そう簡単に思われないのではないかと、こういうふうには思われるのです。で、見方は違ふ、いやそうじゃないに、輸出はまだまだ伸びるのだということになれば、これは違つてくるのですが、輸出という問題について非常に問題があるのではないかと、こういうふうにかえられるのです。そうしますと、一方に對して、輸出が思わしくないので、傾向にきまつて、どうしても、こ

う傾向にきまつて、どうしても、こ

で、やはり政策としてここで養糸関係の問題を基本的に検討し直す必要があるのじゃないかと、こういうふうにか感ぜられるのです。そういう点について、これは五カ年計画その他から説明したと言へばそれまでなんです

が、私どもが、今こうやつて相当大きな投入を、今後相當の投入が續かないといふと、維持できないのじゃないか。特別会計にいたしまして、今の買入れに計いたしましたも、このてがだいが将来において負い切れない事態になるのじゃないかという感じがする。従つて、養糸業の振興と安定対策の矛盾という点について伺つておきたいと思ひます。

政策の長期計画を立てるときには、これは申し上げるまでもなく、日本の経済に大きな寄与をいたしております多数の農業者の生活の安定をはかるための各般の方策を、計数的にも計画を立てるわけでありまして、できれば、養蚕関係は申し上げるまでもなく、先ほど来議論になっておりますように、各種の科学技術の進歩によりまして、自然、繊維との対抗するものが出てきますから、その大きな影響を受けてくるわけでありまして、しかしながら、現在においてはなおかつ日本の農家経済をよくするには、繭を作らなければならぬ。イモを作らなければならぬ。いろいろな要素をできるだけ伸ばさう、こういう計画をやっておるわけでありまして、しかしながら、現に事態が起っておりますように、必ずしも養蚕関係についてはその計画通りにいかどうかは、常に反省と申しますか、深甚の注意を払って事態に対処しなければならぬ、こういうふうに考えております。そこで、一応増反計画というものも出しておりますけれども、現在必ずしも反別の増加をはかるという政策を施行しようとは思っておりません。むしろ反収を上げるといいますか、反収を上げる方に重点を置いて、生産コストの切り下げをしながら、農家収入の増収をはかる。こういうところに――その他の科学繊維あるいは世界の需要状況等をにらみ合せますと――そういうところに重点を置くべきものである、こういう考え方でやっております。今お話し通りに、養蚕関係については、そうかといつて今不況であるから、あるいは将来はさほど望みがないから、直ちに切りかえのできる

という性質のものでありませんので、これを一時ある程度伸ばしながら、ほかの農家経済に寄与する、あるいは日本経済に寄与するというような面から、だんだんこれを切りかえていって、養蚕について非常な打撃を受けるというふうな事態にならないような農業政策を進めていかなければならぬ、というふうなことである。そういう点については、十分な注意を払いながら、政策を進めていかなければならぬ。こういうふうな考え方をしております。

○北村暢君 私には質問を終わりますが、ただ、今、政務次官の言われることで大體了承はいたしますが、やはり後所のセクトとか何とかでもって、私は、この問題を処理されては非常に困ったことになると思います。これは農民は増産せよということでもやりませんという、増産ということでは一生懸命作る。しかも、換金作物としては非常にいい作物ですから、糸価を安定するということになれば、作りたがる作物です。しかも、これは転換するといつても、なかなか簡単にいかない作物でありますし、やはり相当長期の見通しをもつて、増産をやるにしても反当りの収量というものを重点に置いて、面積はふやさないようにする、こういうふうな指導をなさないと、これは誤りである、と大へんことになりまして、基本的には農家にしわ寄せにならないような形の政策というものを真剣に考えていただく必要がある。これを一つ要望として申し上げておきます。

それからもう一つは、先ほどは糸価安定ということでもって、繭を安定するという形、システムをとっておるが、これはもちろんその通りで、わか

ります。わかりますが、非常に弱いところは、何といつても先ほど清澤委員が指摘しているように、農家へしわ寄せがくるというところは、今までの例から見ても、はっきりしているのです。ですから、生糸の相場がちょっと狂えば、大問題としてこの委員会でもすぐとり上げられますけれども、繭の価格というところになると、ちょっとのんびりしてやるのです。これは、従来の例からいってその通りなのです。私は、やはりそういう見通しというものをから、生糸なり、絹織物の生産者ももちろんですけれども、まず農民ということ念頭に置いた蚕糸の政策というものを重点的に行われるよう、この点を、希望意見として申し上げておきます。

○藤野繁雄君 繭の共同保管、これはもとはだいたいやっておったのだが、最近においては、繭の共同保管が重んぜられないようになった結果、共同保管の設備が現在なくなつてしまつていて、ではないかと思つておりますが、糸価安定法によつて、もし繭の共同保管をするということであつたならば、現在保管をするに足る完全な倉庫がありますか。もしあるとしたら、どういふような所に、どういふふうなあんばいに配置されているか。養蚕地帯にまでそれが配置されているか。もし繭で保管するならば、だいたい遠い所に保管しなくちゃいけないような気がするが、そういうふうな保管、あるいは輸送というふうな点について、共同保管に対する対策があれば、それを承わりたいと思ひます。

○説明員(保坂信男君) 御指摘の乾繭共同保管の施設の所在につきまして

は、ただいま手元に資料を持ち合せませんので……。かつて最近時におきましても、この制度が開けて以後、三十年に改正できたわけでございます。その後のいろいろな事情を調査しておるわけでありまして、そういう資料は、あとからまたお届けしたいと思ひます。農協の倉庫なり、あるいは製糸、工場、倉庫なり、乾繭共同保管に適する倉庫の実情等については、一応調査をいたしておるわけでございます。そういう事態に対処いたしましては、御指摘の通り十分万全を期して指導をいたさなければならぬというふうに考えております。

○清澤俊英君 関連して。ただいま乾繭の問題が出ましたが、これは予算の範囲で許されているのですか、保管は、予算はどのくらいについているのですか。

○説明員(保坂信男君) 予算は、先ほど来議論になっております来年度二十億増額いたします全体の規模の中で処理することになっていくわけでございます。

○清澤俊英君 そうすると、おかしいじゃないか。その二十億が、糸の買い入れをやつて……。乾繭の予算というのです、私は。

○説明員(保坂信男君) 一応、来年度の特別会計予算の予定といたしましては、百万円を乾繭共同保管の予定で、金利、倉敷の補助等については、一億三千万程度であつたと思ひますが、そういう想定で一応組まれているわけでございます。その以上になる場合は、資金の中で補助金操作をいたすわけでございます。

○田中啓一君 ちょっと関連しまして。実は、乾繭倉庫の運用の問題なんでありまして、今、まあ糸政課長の答弁した通りになっているわけでありまして、先ほど清澤さんからの御質問にもありましたように、実は製糸会社に対しては、十九万円を割れば政府は幾らでも買い入れるという制度を、現在とつておるわけでありまして、それからまた、繭の出産時期には、支障なく、製糸会社が繭の生産者からほとんど繭を引き取つて代金を払うように、また、いわゆる繭代金の融資等についても、毎年々々多大の配慮を払つておるわけでありまして、それが十分だといふことは、むしろ現実においてあり得ると私は思つております。もつと力を入れた方がいいと思つております。そこで、そもそも乾繭倉庫の制度というものは、そこまですべて政府が徹底的に、糸についてその価格の維持をはかるという制度をとらないで、どうしても繭の買いたたき食うとか、あるいは値段を張つてなかなか払わないというふうなことがあつて、どうしても養蚕業者が共同して対抗して、そういう不利な条件では繭は渡してやらない、おれがみずから保管する、そしてそれについて政府から融資のあつてせんを受けるのか、あるいはまた、乾繭倉庫を作るに

うやり方で、先ほど私の言つたような事態にはほとんどかぬのと、今、藤野さんが言われる方々にある施設は、壊滅して、ないと思ひます。私は、不可能の現状だと思ひますので、これは十分一つ次官もお調べ願つて、そうしてその場合の、さき申しましたような対策に対しては、一応腹をきめた対策をお願いいたします。

八 開拓融資保証法（昭和二十八年法律第九十一号）

九 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）

（法人格）

第二條 農林漁業団体職員共済組合（以下「組合」という。）は、法人とする。

（事務所）

第三條 組合は、主たる事務所を東京都に置く。

2 組合は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（定款）

第四條 組合は、定款をもつて次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

一 名称

二 事務所の所在地

三 組合会議員の定数及び選挙の方法並びに組合会の招集及び議事の手続に関する事項

四 理事の定数、役員選挙の方法その他役員に関する事項

五 組合員及び任意継続組合員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 掛金に関する事項

八 資産の管理その他財務に関する事項

九 公告に関する事項

2 定款の変更は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（登記）

第五條 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称使用の制限）

第六條 組合でない者は、農林漁業団体職員共済組合という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならない。

（組合会）

第七條 組合に組合会を置く。

2 組合会は、組合会議員をもつて組織する。

3 組合会議員は、定款で定めるところにより、農林漁業団体並びに農林漁業団体及び組合の役員以外の組合員が、それぞれのうちから、それぞれ同数を選挙する。

4 組合会議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の組合会議員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 組合員から選挙された組合会議員は、組合員の資格を失ったときは、当然組合会議員の職を失う。

6 組合会の議長は、組合会議員がこれを互選する。

7 議長は、組合会の会議を総理する。

（組合会の権限）

第八條 次に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 毎事業年度の予算及び決算

三 第五十三條の福利及び厚生に関する事業の毎事業年度の実施

四 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

五 訴訟又は訴願の提起及び和解

六 その他組合の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

2 組合会は、監事に對し、組合の業務を監査し、及びその結果を報告すべきことを請求することができる。

3 組合会は、総組合会議員の三分の二以上の多数による議決をもつて、役員を解任することができる。

4 前項の規定による解任は、農林大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員）

第九條 組合に、役員として理事長一人、理事若干人及び監事二人を置く。

2 役員は、定款で定めるところにより、組合会議員が組合会において選挙する。

3 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、その職を辭し、又はその任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

5 監事は、理事長又は理事と兼ねてはならない。

6 理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。ただし、農林大臣がこれらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

7 前条第四項の規定は、役員の就任に準用する。

8 組合は、役員が就任し、又は退任したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

任したときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（役員職務）

第十條 理事長は、組合を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して組合の業務を掌理し、理事長に事故があるときにはその職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

3 監事は、組合の業務を監査する。

4 組合と理事長（第二項の規定により理事長の職務を代理し、又はその職務を行う者を含む。以下本項において同じ。）との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が組合を代表する。

（業務方法書）

第十一條 理事長は、定款で定めるもののほか、組合の業務の執行に關し必要な事項を業務方法書で定めなければならない。

第十二條 この法律において「給与」とは、給料、俸給、賃金、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、勤務の対償として受けるすべてのものをいう。ただし、臨時に受けるもの及び三月をこえる期間ごとに受けるものを含まない。

（給与の範囲）

第十三條 障害給付及び遺族給付については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課してはならない。

（非課税）

第十四條 農林漁業団体又は組合（以下「農林漁業団体等」という。）に使用される者（役員を含む。以下同じ。）で農林漁業団体等から給与を受けるもの（以下「職員」という。）は、すべて組合員とする。ただし、次の各号に掲げる者は、組合員としない。

（組合員）

第二章 組合員

一 常時勤務に服しない者

二 臨時に使用される者で次に掲げるもの。ただし、イに掲げる者にあつては一月をこえ、ロに掲げる者にあつては所定の期間をこえ、引き続き使用されるに至つた場合（役員に就任した場合を含む。）を除く。

イ 日雇い入れられる者

ロ 二月以内の期間を定めて使用される者

三 船員保険の被保険者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十條の規定による被保険者を除く。）

2 休職又は停職の処分を受けた職員は、前項の規定の適用については、常時勤務に服する者とみなす。

（組合員の資格の得喪）

第十五條 職員は、その職員となつた日（前条第一項各号の一に該当する者がこれに該当しない者となつたときは、そのなつた日）から、組合員の資格を取得する。

2 組合員は、次に掲げる事由の一に該当するに至つたときは、その翌日から、組合員の資格を喪失する。

一 組合員として登録した者が、その登録を失つたとき

二 組合員として登録した者が、その登録を失つたとき

三 組合員として登録した者が、その登録を失つたとき

四 組合員として登録した者が、その登録を失つたとき

五 組合員として登録した者が、その登録を失つたとき

六 組合員として登録した者が、その登録を失つたとき

七 組合員として登録した者が、その登録を失つたとき

八 組合員として登録した者が、その登録を失つたとき

九 組合員として登録した者が、その登録を失つたとき

十 組合員として登録した者が、その登録を失つたとき

一 死亡したとき。

二 退職（免職及び失職を含む。以下同じ。）をしたとき（退職の日又はその翌日に再び農林漁業団体等の職員となつたときを除く。以下同じ。）。

三 前条第一項各号に掲げる者となつたとき。

四 給与を受けなくなつたとき。

（組合員資格の喪失の届出等）

第十六条 農林漁業団体は、農林省令で定めるところにより、その職員につき、組合員の資格の取得及び喪失に関する事項を組合に届け出なければならぬ。

2 組合員、組合員であつた者又はその遺族は、組合に対し、いつでも、組合員の資格の取得又は喪失について、その確認を請求することができる。

3 第一項の規定による届出又は前項の規定による確認の請求があつたときは、組合は、遅滞なく、これを審査し、その結果を当該届出をした農林漁業団体又は確認の請

求をした者及びその者に係る農林漁業団体に通知しなければならない。

4 農林漁業団体は、第一項の規定による届出につき前項の規定による通知を受けたときは、すみやかに、これを当該届出に係る職員、職員であつた者又はその遺族に通知しなければならない。

（任意継続組合員）

第十七条 組合員であつた期間が五年以上である者は、組合員の資格を喪失したときは、組合に申し出て、任意継続組合員となることのできる。

2 前項の申出は、その資格を喪失した日の前日の属する月の翌月からその申出をする日の属する月までの各月の掛金を添えて、組合員の資格を喪失した日から起算して三月以内にしなければならない。ただし、組合は、正当な事由があることを認めるときは、この期間を経過した後の申出であつても、受理することができる。

3 第一項の申出をした者は、組合がその申出を受理したときは、最後に組合員の資格を喪失した日にさかのぼつて、任意継続組合員の資格を取得するものとする。

4 任意継続組合員は、次に掲げる事由の一に該当するに至つたときは、その翌日（第三号に掲げる事由に該当するに至つたときは、その日）から、任意継続組合員の資格を喪失する。

一 死亡したとき。

二 組合員であつた期間と任意継続組合員であつた期間とを合算した期間（次条第四項の規定により給付の基礎となるべき期間に算入されない期間を除く。）が二十年に達したとき。

三 組合員の資格を取得したとき。

四 任意継続組合員の資格の喪失を申し出たとき。

五 掛金を滞納し、第五十七条第一項の規定による指定の期限までに、その掛金を納付しなかつ

たとき。

（組合員又は任意継続組合員であつた期間）

第十八条 組合員又は任意継続組合員であつた期間は、その資格を取得した日の属する月から起算し、その資格を喪失した日の前日の属する月をもつて終るものとする。

2 組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月に組合員又は任意継続組合員の資格を取得した場合、その取得した資格に係る期間の計算については、前項の規定にかかわらず、その資格を取得した日の属する月は、その期間に算入しない。

3 組合員がその資格を喪失した後再び組合員の資格を取得したときは、前後の組合員であつた期間は、すべて合算する。ただし、退職一時金又は遺族一時金の給付の額の計算の基礎となるべき期間の計算については、この限りでない。

4 掛金を徴収する権利が時効によつて消滅したときは、当該掛金に

係る組合員であつた期間は、給付の基礎となるべき期間に算入しない。ただし、当該組合員であつた期間に係る組合員の資格の取得について第十六条第一項の規定による届出又は同条第二項の規定による確認の請求があつた後に、掛金を徴収する権利が時効によつて消滅したものであるときは、この限りでない。

第三章 給付

第一節 通則

（組合の給付）

第十九条 組合は、この法律で定めるところにより、次に掲げる給付を行う。

一 退職給付

二 障害給付

三 遺族給付

（標準給付）

第二十条 標準給付の等級及び月額額は、組合員の給与月額に基き次の区分により定める。

標準給付の等級	標準給付の月額	給 与	月 額
第一級	三、〇〇〇円	三、五〇〇円未満	三、五〇〇円未満
第二級	四、〇〇〇円	三、五〇〇円以上 四、五〇〇円未満	四、五〇〇円未満
第三級	五、〇〇〇円	四、五〇〇円以上 五、五〇〇円未満	五、五〇〇円未満
第四級	六、〇〇〇円	五、五〇〇円以上 六、五〇〇円未満	六、五〇〇円未満
第五級	七、〇〇〇円	六、五〇〇円以上 七、五〇〇円未満	七、五〇〇円未満
第六級	八、〇〇〇円	七、五〇〇円以上 八、五〇〇円未満	八、五〇〇円未満
第七級	九、〇〇〇円	八、五〇〇円以上 九、五〇〇円未満	九、五〇〇円未満
第八級	一〇、〇〇〇円	九、五〇〇円以上 一一、〇〇〇円未満	一一、〇〇〇円未満

第九級	一二、〇〇〇円	一一、〇〇〇円以上 一三、〇〇〇円未満	一三、〇〇〇円未満
第十級	一四、〇〇〇円	一三、〇〇〇円以上 一五、〇〇〇円未満	一五、〇〇〇円未満
第十一級	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円以上 一七、〇〇〇円未満	一七、〇〇〇円未満
第十二級	一八、〇〇〇円	一七、〇〇〇円以上 一九、〇〇〇円未満	一九、〇〇〇円未満
第十三級	二〇、〇〇〇円	一九、〇〇〇円以上 二一、〇〇〇円未満	二一、〇〇〇円未満
第十四級	二二、〇〇〇円	二一、〇〇〇円以上 二三、〇〇〇円未満	二三、〇〇〇円未満
第十五級	二四、〇〇〇円	二三、〇〇〇円以上 二五、〇〇〇円未満	二五、〇〇〇円未満
第十六級	二六、〇〇〇円	二五、〇〇〇円以上 二七、〇〇〇円未満	二七、〇〇〇円未満
第十七級	二八、〇〇〇円	二七、〇〇〇円以上 二九、〇〇〇円未満	二九、〇〇〇円未満

第十八級	三〇、〇〇〇円	二九、〇〇〇円以上 三一、五〇〇円未満
第十九級	三三、〇〇〇円	三一、五〇〇円以上 三四、五〇〇円未満
第二十級	三六、〇〇〇円	三四、五〇〇円以上 三七、五〇〇円未満
第二十一級	三九、〇〇〇円	三七、五〇〇円以上 四〇、五〇〇円未満

第二十二級	四二、〇〇〇円	四〇、五〇〇円以上 四三、五〇〇円未満
第二十三級	四五、〇〇〇円	四三、五〇〇円以上 四六、五〇〇円未満
第二十四級	四八、〇〇〇円	四六、五〇〇円以上 五〇、〇〇〇円未満
第二十五級	五一、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円以上

- 2 農林漁業団体は、農林省令で定めるところにより、その組合員である職員に給与に関する事項を組合に届け出なければならぬ。
- 3 組合は、組合員が毎年八月一日現に使用される農林漁業団体等において同日前三月間（当該農林漁業団体等で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、給与の支払の基礎となつた日数が二十日に満たないときは、その月を除く。）に受けた給与の総額をその期間の月数で除して得た額を給与月額として、標準給与を定める。ただし、七月一日から八月一日までの間に当該農林漁業団体等の職員となつた者及び第七項の規定により八月から十月までのいずれかの月から標準給与が改定されるべき組合員に係るその年については、この限りでない。
- 4 前項本文の規定によつて定められた標準給与は、その年の十月から翌年の九月までの各月の標準給与とする。
- 5 組合は、組合員の資格を取得した者があるとき、又は組合員たる一の農林漁業団体等の職員が引き続き組合員たる他の農林漁業団体等の職員となつたときは、その資格を取得した日又はその職員となつた日の現在により標準給与を定める。この場合において、日、週その他月以外の一定期間により支給される給与については、その給与の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する額を給与月額とする。
- 6 前項の規定によつて定められた標準給与は、組合員の資格を取得した日又は職員となつた日の属する月からその年の九月（七月一日から十二月三十一日までの間に組合員の資格を取得し、又は職員となつた者については、翌年の九月）までの各月の標準給与とする。
- 7 組合は、第三項又は第五項の規定によつて標準給与が定められた組合員について、当該農林漁業団体等において継続した三月間（各月とも、給与の支払の基礎となつた日数が二十日以上でなければならぬ）に受けた給与の総額を三で除して得た額が、その組合員の標準給与の基礎となつた給与月額にくらべて、著しく高低を生じたときは、その額を給与月額として、その著しく高低を生じた月の翌月から、標準給与を改定することができる。標準給与が改定された組合員についてさらに同様の事由が生じたときも、同様とする。
- 8 前項の規定によつて改定された標準給与は、その年の九月（八月から十二月までのいずれかの月から改定されたものについては、翌年の九月）までの各月の標準給与とする。
- 9 任意継続組合員の各月の標準給与は、その資格を取得する前の最後の標準給与によるものとする。
- 10 給与の一部が金銭以外のものであるときは、その価額は、時価により、理事長が定める。
- （平均標準給与）
- 第二十一条 平均標準給与の月額とは、最後に組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した日の前日の属する月から起算してその前組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む）の五年間の各月における標準給与の月額の合算額の六十分の一に相当する額とし、平均標準給与の月額は、平均標準給与の月額の三十分の一に相当する額とする。
- 2 前項の規定により算出した平均標準給与の月額が、組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む）の全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額よりも少いときは、その除して得た額をもつて平均標準給与の月額とする。
- 3 組合員であつた全期間が五年に満たない者の平均標準給与の月額とは、組合員であつた全期間の各月における標準給与の月額の合算額をその期間の総月数で除して得た額とする。
- （給付額等の端数計算）
- 第二十二条 平均標準給与の月額若しくは日額又は給付の額に一円に満たない端数を生じたときは、その端数を一元に切り上げる。
- （年金の支給の始期及び終期）
- 第二十三条 年金である給付は、その給付事由が発生した月の翌月からその事由のなくなつた月まで支給する。
- 2 年金の支給については、月割計算とし、毎年三月、六月、九月及び十二月において、その前月分までを支給する。ただし、年金の給付事由がなくなつたとき、又はその支給を停止したとき、若しくはこれを受ける権利が消滅したときは、その支給期月にかかわらず、そのときまでの分を支給する。
- （遺族年金を受けるべき遺族の範囲）
- 第二十四条 遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに子、父母、孫及び祖父父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、組合員又は組合員であつた者の死亡当時十八歳未満の子又は孫にあつては、婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）をしていない場合に限り、十八歳以上の子又は孫にあつては、組合員又は組合員であつた者の死亡当時から引き続き不具廃疾で生活資料を得るみちがない場合に限り、組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していた者となす。
- （遺族一時金又は年金者遺族一時金を受けるべき遺族の範囲）
- 第二十五条 遺族一時金又は年金者遺族一時金を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げるものとする。
- 一 組合員又は組合員であつた者の配偶者
- 二 組合員又は組合員であつた者の子、父母、孫及び祖父父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入によつ

て生計を維持していたもの
三 前号に掲げる者を除くほか、
組合員又は組合員であつた者の
死亡当時主としてその収入によ
つて生計を維持していた者

四 組合員又は組合員であつた者
の子、父母、孫及び祖父母で第
二号に該当しないもの
(遺族給付を受けるべき遺族の順
位)

第二十六条 遺族給付を受けるべき
遺族の順位は、次に掲げるとおり
とする。

一 遺族年金を受ける者の順位
は、第二十四条第一項本文に規
定する順序

二 遺族一時金又は年金者遺族一
時金の給付を受ける者の順位
は、前条各号の順序。ただし、
同条第二号又は第四号に規定す
る者の間においては、それぞれ
当該各号に規定する順序

2 前項の場合において、父母につ
いては養父母、実父母の順とし、
祖父母については養父母の養父
母、養父母の実父母、実父母の養
父母、実父母の実父母の順とす
る。

(同順位者が二人以上あるときの
給付)

第二十七条 前条の規定により給付
を受けるべき遺族に同順位者が二
人以上あるときは、その給付は、
その人数によつて等分して支給す
る。

2 前項の規定により年金である給
付を等分して受ける同順位者のう
ちにその権利を失つた者があると
きは、残りの同順位者の人数によ

つてその年金を等分して支給す
る。

(支払未済の給付の受給者の特例)
第二十八条 退職給付又は障害給付
を受ける権利を有する者が死亡し
た場合において、その者が支給を
受けるべき給付でその支払を受け
なかつたものがあるときは、第二
十四条から前条までの規定に準じ
て、これをその者の遺族に支給す
る。

2 遺族給付を受ける権利を有する
者が死亡した場合において、その
者が支給を受けるべき給付でその
支払を受けなかつたものがあると
きは、第二十四条から前条までの
規定に準じて、これをその者以外
の遺族に支給する。
(任意継続組合員に対する給付の
特例)

第二十九条 任意継続組合員で厚生
年金保険若しくは船員保険の被保
険者又は国家公務員共済組合、専
売共済組合、国鉄共済組合、日本
電信電話公社共済組合、市町村職
員共済組合若しくは私立学校教職
員共済組合の組合員となつたもの
が、厚生年金保険法(昭和二十九
年法律第十五号)若しくは船員
保険法に基く給付又はこれらの共
済組合からの給付(以下この条に
おいて「厚生年金等の給付」とい
う。)を受けることとなつた場合に
おいて、その給付を受けることと
なつた事由と同一の事由に基き組
合から給付を受けるときは、厚生
年金等の給付のうち国の補助(国
の補助に相当するものを含む)に
係る部分に相当する金額を、この

法律に基いて給付すべき額から控
除して支給する。
(給付の制限)

第三十条 遺族給付は、組合員、組
合員であつた者又は遺族給付を受
ける権利を有する者を故意に死亡
させた者には、支給しない。組合
員、組合員であつた者又は遺族給
付を受ける権利を有する者の死亡
前に、その者の死亡によつて遺族
給付を受ける権利を取得すること
となる者を故意に死亡させた者に
も、同様とする。

2 前項の場合において、遺族給付
の支給を受ける権利を有する同順
位者がなく、後順位者があるとき
は、その者にこれを支給する。

3 この法律に基く給付を受けるべ
き者が禁錮以上の刑に処せられた
ときは、その給付の全部又は一部
を行わないことができる。
(給付金からの控除)

第三十一条 組合員であつた者又は
組合員であつた者の遺族に支給す
べき給付金がある場合において、
当該組合員であつた者が組合に対
して支払うべき金額があるときは
は、給付金からこれを控除する。
(給付を受ける権利の時効)

第三十二条 この法律に基く給付を
受ける権利は、その給付事由が発
生した日から、五年間行わないと
きは、時効により消滅する。

2 前項の時効は、この法律の規定
によつて給付の支給を停止する期
間は、進行しない。
3 前項に規定するもののほか、第
一項の時効の中断、停止その他の
事項については、民法(明治二十

九年法律第八十九号)の時効に関
する規定を準用する。

(給付を受ける権利の保護)
第三十三条 この法律に基く給付を
受ける権利は、譲渡し、担保に供
し、又は差し押えることができる
い。

2 年金である給付を受ける権利
は、前項の規定にかかわらず、国
民金融公庫に担保に供することが
できる。
(損害賠償の請求権)

第三十四条 組合は、第三者の行為
によつて発生した給付事由に基い
て給付をしたときは、その給付の
額の限度で、給付を受ける権利を
有する者が第三者に対して有する
損害賠償の請求権を取得する。
(不正受給者等からの費用の徴収)

第三十五条 偽りその他の不正の行為
により給付金を受けた者がある
ときは、組合は、その者から、その
給付に要した費用の全部又は一部
を徴収することができる。
第二節 退職給付

(退職年金)
第三十六条 組合員であつた期間
(任意継続組合員であつた期間を
含む)が二十年以上である組合員
が第十五条第二項第二号、第三号
若しくは第四号に規定する事由
(以下「生存脱退事由」と総称す
る。)に該当してその資格を喪失し
たとき、又は任意継続組合員が第
十七条第四項第二号に規定する事
由に該当してその資格を喪失した
ときは、その者の死亡に至るまで、
退職年金を支給する。ただし、そ
の者が五十五歳に達するまで、又

はその者が障害年金の給付を受け
ている間は、その支給を停止す
る。

2 退職年金の年額は、組合員であ
つた期間(任意継続組合員であつ
た期間を含む)二十年以上二十一
年未満に対し平均標準給与の月額
の四月分に相当する額とし、その
期間二十年以上一年を増すことに
その一年につき平均標準給与の日
額の四日分に相当する額を加算す
る。

3 退職一時金又は障害一時金の支
給を受けた後再び組合員となつた
者に退職年金を支給するときは、
前項の規定にかかわらず、同項の
規定により算定した退職年金の額
から、前に支給を受けた退職一時
金又は障害一時金の額を基準とし
て、政令で定めるところにより算
定した額を控除した額を退職年金
の額とする。ただし、政令で定め
るところにより、当該退職一時金
又は障害一時金の額を基準として
政令で定める額を返還したとき
は、この限りでない。

4 退職年金を受ける権利を有する
者が五十五歳未満のもの(障害年
金を受ける権利を有する者を除
く)が別表第二に掲げる程度の病
疾の状態となつたときは、その状
態にかかわらず、第一項ただし書
の規定にかかわらず、その者に退職
年金を支給する。
(再就職した場合の退職年金の停
止等)

第三十七条 退職年金を受けている
者が再び組合員となつたときは、
その組合員となつた日の属する月

から退職年金の支給を停止する。

前条第一項ただし書の規定により退職年金の支給を停止されている者が再び組合員となつた後同項ただし書の停止事由がなくなつたときも、同様とする。

2 前項の規定により退職年金の支給を停止された組合員が、生存脱退事由に該当してその資格を喪失したときは、前の組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）と後の組合員であつた期間を合算して退職年金の額を改定する。この場合において、その改定額が、従前の退職年金の額に後の組合員であつた期間一年につきその資格を喪失した当時の平均標準給与の額の四日分に相当する額を加算して得た額より少いときは、その加算して得た額をもつてその者の退職年金の額とする。

（退職一時金）

第三十八条 組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が六月以上二十年未満である組合員が生存脱退事由に該当してその資格を喪失したとき、又は任意継続組合員が第十七条第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由に該当してその資格を喪失したときは、退職一時金を支給する。ただし、障害年金を受ける権利を有する者には、支給しない。

2 退職一時金の額は、平均標準給与の額に、組合員又は任意継続組合員であつた期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額とする。

第三節 障害給付

（障害年金）

第三十九条 組合員であつた期間が六月以上である者であつて組合員若しくは任意継続組合員であつた間に疾病にかかり、若しくは負傷したものに付き、組合員の資格の喪失等（組合員については生存脱退事由に該当することによる組合員の資格の喪失、任意継続組合員にあつては、障害給付の請求をいう。以下本節において同じ。）があつた場合において、その組合員の資格の喪失等があつた時（その時までに当該疾病若しくは負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」と総称する。）がなおらなかつた者については、これらの者のうち、当該傷病につき健康保険の療養の給付又は療養費の支給を受けるものにあつては、最初に健康保険の療養の給付若しくは療養費の支給を受ける診療を受けた日から起算して三年を経過する時又は当該傷病がなおつた時のどちらか早い時、その他のものにあつては、当該傷病につき最初に医師又は歯科医師の診療を受けた日から起算して三年を経過する時又は当該傷病のなおつた時のどちらか早い時。以下本節において同じ。）に、その者が当該傷病の結果として別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるとき、又は障害一時金の支給を受けた者の廃疾の程度が、当該廃疾による組合員の資格の喪失等があつた時から起算して五年以内に増進して別表第二に掲げる程度の廃疾の状態に該当することと

なつた場合において、その者が当該期間の経過後一月を経過するまでに請求があつたときは、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで障害年金を支給する。

2 障害年金の額は、別表第二で定める一級の廃疾の程度にあつては平均標準給与の月額の五分に相当する額、同表で定める二級の廃疾の程度にあつては平均標準給与の月額の四分に相当する額とする。

3 組合員であつた期間十年以上の者に支給する障害年金の額は、前項の額に、組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につき平均標準給与の額の三分に相当する額を、二十年以上については二十年以上一年を増すごとにその一年につき平均標準給与の額の四分に相当する額を加算する。

4 退職一時金の支給を受けた後に障害年金を支給すべき事由が発生した者に障害年金を支給するとき、又は障害一時金の支給を受けた者に当該廃疾により障害年金を支給するときは、前二項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定した障害年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は障害一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を障害年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は障害一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。

ない。

（廃疾の程度が変つた場合の障害年金の額の改定）

第四十条 障害年金を受ける権利を有する者の廃疾の程度が、減退したとき、又はその者につき当該廃疾による組合員の資格の喪失等があつた時から五年以内に増進した場合において、その期間経過後一月以内に請求があつたときは、その減退し、又は増進した後において該当する別表第二に掲げる廃疾の程度に応じて、その障害年金の額を改定する。

（廃疾の併合による障害年金）

第四十一条 障害年金を受ける権利を有する者若しくは障害一時金の支給を受けた者に対してさらに障害年金を支給すべき事由が発生したとき、又は障害一時金の支給を受けた者に対してさらに障害一時金を支給すべき事由が発生した場合において、当該事由が発生した時における前後の廃疾を併合した廃疾の程度が別表第二に掲げる廃疾の程度に該当するときは、その併合した廃疾の程度に応じて、障害年金を支給する。この場合には、従前の障害年金を受ける権利は、消滅する。

2 第三十九条第四項の規定は、障害一時金の支給を受けた者が前項の規定により障害年金を支給されることとなつた場合に準用する。（再就職した場合の障害年金の停止等）

第四十二条 障害年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の

属する月から障害年金の支給を停止する。

2 前項の規定により障害年金の支給を停止された組合員が、その者につき組合員の資格の喪失等があつた時に別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その廃疾の程度に応じて、前の組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）と後の組合員であつた期間を合算して障害年金の額を改定する。

3 前項の場合において、その改定額が、従前の障害年金の額（同項の廃疾の程度が従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度より低い場合にあつては、従前の障害年金の基礎となつた廃疾の程度が同項の廃疾の程度に相当するものであるもの）とみなして算定した額（以下、組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）十年以上二十年に至るまでは十年以上一年を増すごとにその一年につきその資格を喪失した当時の平均標準給与の額の三分に相当する額を、二十年以上一年を増すごとにその一年につき当該平均標準給与の額の四分に相当する額を加算して得た額より少いときは、その加算して得た額をもつてその者の障害年金の額とする。）

第四十三条 障害年金を受ける権利を有する者が当該傷病について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）

第十二条第一項第三号の規定による障害補償金の支給を受ける権利を取得したときは、六年間、障害年金の支給を停止する。

(障害年金を受ける権利の消滅)

第四十四条 障害年金を受ける権利を有する者が障害年金の支給を受ける程度の廃疾の状態に該当しなくなつたときは、その障害年金を受ける権利は、消滅する。

2 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年未満である者が障害年金を受ける権利を有するものが前項の規定により障害年金の支給を受けなくなつた場合において、すでに支給を受けた障害年金の総額が、その者が組合員又は任意継続組合員の資格を喪失した際受けるべきであつた退職一時金の額と平均標準給与の月額の十月分に相当する額とを合算した額(その合算した額が平均標準給与の月額の二十二月分に相当する額をこえるときは、平均標準給与の月額の二十二月分に相当する額)に満たないときは、その差額を支給する。

(障害一時金)

第四十五条 組合員であつた期間が六月以上である者であつて組合員又は任意継続組合員であつた間に疾病にかかり又は負傷したものにつき、組合員の資格の喪失等があつた場合において、その組合員の資格の喪失等があつた時に、その者が当該傷病の結果として別表第三に掲げる程度の廃疾の状態にあるときは、その者に障害一時金を支給する。ただし、次の各号の一

に該当する者には、支給しない。

一 退職年金を受ける権利を有する者

二 当該傷病について労働基準法第七十七条の規定による障害補償又は労働者災害補償保険法第十二条第一項第三号の規定による障害補償金の支給を受ける権利を有する者

2 障害一時金の額は、平均標準給与の月額の十月分に相当する額とする。ただし、退職一時金の支給を受ける者に支給すべき額は、退職一時金の額と合算して平均標準給与の月額の二十二月分に相当する額をこえることができない。

第四節 遺族給付

(遺族年金)

第四十六条 組合員であつた期間が十年以上である組合員若しくは任意継続組合員が死亡したとき、又は組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者が死亡したときは、その者の遺族に遺族年金を支給する。

第四十七条 遺族年金の年額は、次の区分による額とする。

一 退職年金の支給を受けている者が死亡したときは、その退職年金の額の二分の一

二 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者が、退職年金の支給を受けていないで死亡したときは、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額(第三十七条第一項の規定により退職年金の支給を停止された

組合員が死亡したことによりその資格を喪失した場合にあつては、同条第二項の規定を準用して算出して得た額)の二分の一

三 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者が障害年金の支給を受けているもの(第四十二条第一項又は第四十三条の規定によりその支給を停止されている者を含む。第五十一条第三号において同じ。)が死亡したときは、その者が支給を受けるべきであつた退職年金の額(第四十二条第一項の規定により障害年金の支給を停止された組合員が死亡したことによりその資格を喪失した場合にあつては、第三十七条第二項の規定を準用して算出して得た額。第五十二条第三号において同じ。)の二分の一

四 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が十年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員が死亡したときは、その者の平均標準給与の月額の一月分に相当する金額にその期間十年以上一年を増すごとにその一年につき平均標準給与の月額の三分に相当する金額を加算して得た額(その額は、一万九千円に達しないときは、一万九千円)

(遺族年金の転給)

第四十八条 遺族年金を受ける権利を有する者が次の各号の一に該当するに至つたときは、その年金を受ける権利を失う。この場合において、遺族年金の支給を受けるべき同順位者がなくなつて後順位者があるときは、その者にこれを支給する。

一 死亡したとき。

二 婚姻したとき、又は直系姻族以外の者の養子となつたとき。

三 子又は孫(不具廃疾で生活資料を得るみちがない者を除く)が十八歳に達したとき。

四 不具廃疾で生活資料を得るみちがないため遺族年金を受けていた者につき、その事情がなくなつたとき。

第四十九条 遺族年金を受ける権利を有する者が一年以上所在不明であるときは、同順位者があるときは同順位者の申請により、所在不明中その者の受けるべき年金の支給を停止することができる。

2 前項の規定により年金の支給を停止した場合においては、その停止期間中、その年金は、同順位者から申請があつたときは同順位者に、次順位者から申請があつたときは次順位者に支給する。

(遺族一時金)

第五十条 組合員であつた期間が六月以上二十年未満である組合員が死亡したときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 遺族一時金の額は、平均標準給与の月額に、組合員であつた期間に及び別表第一に定める日数を乗じて得た額とする。

(年金者遺族一時金)

第五十一条 次の各号の一に該当するときは、組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。

一 退職年金を受けている者が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者が退職年金の支給を受けずに死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年以上である者が障害年金を受けているものが死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

四 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が二十年未満である者が障害年金を受けているもの(第四十二条第一項又は第四十三条の規定によりその支給を停止されている者を含む)が死亡したとき。

五 組合員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を含む)が十年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員(障害年金を受けている者を除く)が死亡した場合において、遺族年金の支給を受けるべき遺族がないとき。

六 遺族年金を受ける権利を有する者がその権利を失い、以後当該年金を受けるべき遺族がないとき。

第五十二条 年金者遺族一時金の額は、次の区分による額とする。

一 前条第一号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、退職年金の額の六分分に満たないときは、その差額

二 前条第二号に該当する場合において、その者が受けるべきであった退職年金の額の六分分であつた退職年金の額の六分分に満たないときは、その差額

三 前条第三号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、その者に係る第四十七条第三号の退職年金の額の六分分に満たないときは、その差額

四 前条第四号に該当する場合において、すでに支給を受けた年金の総額が、平均標準給与の月額に組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）に応じて別表第一に定める日数を乗じて得た額と平均標準給与の月額の十分分に相当する額とを合算した額（その合算した額が平均標準給与の月額の二十二月分に相当する額をこえるときは、平均標準給与の月額の二十二月分に相当する額）に満たないときは、その差額

五 前条第五号に該当する場合において、その者が死亡したとき、もし生存脱退事由又は第十七条第四項第三号、第四号若しくは第五号に規定する事由に該当して組合員又は任意継続組合員の資格を喪失したとすれば受けるべきであつた退職一時金の額

六 前条第六号に該当する場合においては、すでに支給を受けた

退職年金、障害年金及び遺族年金の総額が、その組合員であつた者が受けていた退職年金又は受けるべきであつた退職年金の額の六分分（組合員であつた期間（任意継続組合員であつた期間を含む。）が十年以上二十年未満である組合員又は任意継続組合員が死亡したことにより遺族年金の支給を受けていた場合にあっては、前号に規定する退職一時金の額）に満たないときは、その差額

第四節 福祉事業
第五十三條 組合は、前章に規定する給付を行うほか、組合員（任意継続組合員を含む。以下この条において同じ。）の福祉を増進するため、定款で定めるところにより、次の各号に掲げる福利及び厚生に関する事業を行うことができる。
一 組合員の保健及び保護並びに教養に資する施設の経営
二 組合員の利用に供する財産の取得、管理又は貸付
三 組合員の臨時の支出に対する貸付
四 前各号に掲げるもののほか、組合員の福祉を増進するために必要な事業
第五章 掛金及び国の補助（掛金）
第五十四條 組合は、その業務に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。

2 前項の規定による掛金は、組合員の標準給与の月額を標準として算定するものとし、その標準給与の月額と掛金との割合は、組合員と任意継続組合員とに、政令で定める範囲内において、定款で定める。

3 掛金を計算するにあたり、掛金額に一元に満たない端数を生じたときは、その端数は、切り捨てる。
（掛金の負担）
第五十五條 組合員及びその組合員を使用する農林漁業団体等は、前条の規定による掛金を折半して負担する。
2 任意継続組合員は、前条の規定による掛金の全額を負担する。
（掛金の納付義務及び給与からの控除等）
第五十六條 農林漁業団体は、自己及びその使用する組合員の負担する毎月の掛金を、翌月の末日までに組合員に納付する義務を負う。
2 任意継続組合員は、第十七条第二項に規定する場合を除き、自己の負担する毎月の掛金を、翌月の末日までに組合員に納付する義務を負う。

3 農林漁業団体等は、組合員の給与を支給するときは、その給与から当該組合員が負担すべき当該給与に係る月の前月分の掛金（組合員がその資格を喪失した場合においては、前月分及びその月分の掛金）に相当する金額を控除することとができる。

4 農林漁業団体は、組合員が組合員に対して支払うべき第五十三條第三号の規定による貸付金の返還の債務が弁済期が到来しているものがある場合において、組合員から求められたときは、当該組合員に支給すべき給与からその債務の額に相当する金額を控除することができる。

5 組合は、その使用する組合員が組合員に対して支払うべき第五十三條第三号の規定による貸付金の返還の債務が弁済期が到来しているものがあるときは、当該組合員に支給すべき給与からその債務の額に相当する金額を控除することができる。
（督促及び延滞金の徴収）
第五十七條 組合は、掛金を滞納した農林漁業団体又は任意継続組合員に対し、期限を指定して、その掛金の納付を督促しなければならない。

2 前項の規定による督促は、督促状を發してしなければならない。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を發する日から起算して十日以上を経過した日でなければならない。
3 第一項の規定により督促したときは、組合は、掛金額百円につき一日六銭の割合で、納付期限の翌日から掛金完納又は財産差押の日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収する。ただし、掛金額が千円未満であるとき、又は滞納につきやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

4 前項の場合において、掛金額の一部について納付があつたときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる掛金は、その納付のあつた掛金額を控除した金額による。

5 掛金額に千円未満の端数があるときは、延滞金は、その端数を切り捨てて計算する。
6 督促状に指定した期限までに掛金を完納したとき、又は前三項の規定により計算した金額が十円未満であるときは、延滞金は、徴収しない。
7 延滞金の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
（滞納処分）
第五十八條 前条第一項の規定による督促を受けた農林漁業団体、同項の規定による指定の期限までに掛金を完納しないときは、農林漁業団体の住所又は財産がある市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。以下同じ。）は、組合の請求により、市町村税の滞納処分の例によつて、これを処分することができる。この場合においては、組合は、徴収金額の百分の四に相当する金額を当該市町村に交付しなければならない。

2 市町村が、前項の請求を受けた日から三十日以内にその処分に着手せず、又は九十日以内にこれを終了しないときは、組合は、農林大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することとができる。
（先取特権の順位）
第五十九條 掛金その他この法律の規定による徴収金の先取得権の順

額を控除した金額による。

位は、国税及び地方税に次ぎ、他の公課に先だつものとする。

(国税徴収法の準用)

第六十条 国税徴収法(明治三十年法律第二十一号)第四條ノ二から第四條ノ五まで、第四條ノ九、第四條ノ十及び第九條ノ二の規定は、掛金その他この法律の規定による徴収金に準用する。

(掛金徴収権等の時効)

第六十一条 掛金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

2 第十六條第一項の規定による届出があつたときは、当該届出は、当該届出をした農林漁業団体及び当該届出に係る職員たる組合員に對して組合が有する掛金を徴収する権利の時効を中断し、同條第二項の規定による確認の請求があつたときは、当該請求は、当該請求をした者及びその者に係る農林漁業団体に対して組合が有する掛金を徴収する権利の時効を中断する。

3 前項に定めるもののほか、第一項の時効の中断、停止その他の事項については、民法の時効に関する規定を準用する。ただし、組合のなす掛金その他この法律の規定による徴収金の督促は、民法第五百三十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(国の補助)

第六十二条 国は、毎年度、予算の範囲内において、次の各号に掲げる経費を補助することができ

る。

一 給付に要する費用(政令で定めるところにより算出した額を除く。以下この号において同じ。)の百分の十五に相当する額(第二十九條の規定により控除すべき金額があるときは、その金額を給付に要する費用に加え、その得た額の百分の十五に相当する額からその控除すべき金額を差し引いて得た額)。

二 組合の事務に要する費用

第六章 審査会

第六十三条 給付に関する決定又は掛金その他組合員若しくは任意継続組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議を審査するため、組合に審査会を置く。

2 審査会は、委員九人をもつて組織する。

3 委員は、組合員を代表する者、農林漁業団体等を代表する者及び公益を代表する者それぞれ三人とし、理事長が農林大臣の承認を受けて委嘱する。

4 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第六十四条 審査会に会長を置く。会長は、審査会において、公益を代表する委員のうちから選挙する。

2 会長は、会務を総理する。

第六十五条 審査会は、会長が招集し、その議事は、会長以外の出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

2 審査会は、組合員を代表する委員、農林漁業団体等を代表する委員及び公益を代表する委員がそれぞれ少くとも一人以上出席しなければ、会議を開き、及び議決することができない。

(審査)

第六十六条 給付に関する決定又は掛金その他組合員若しくは任意継続組合員が組合に対して支払うべき金額の徴収に対する異議がある者は、その決定又は徴収の通知のあつた日から起算して六十日以内に、文書又は口頭で審査会に對して審査の請求をすることができ

2 前項の規定による請求があつたときは、会長は、遅滞なく、審査会を招集しなければならぬ。

3 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査を請求した者若しくは関係人に對し、報告若しくは意見を求め、その出頭を命じ、又は医師に診断若しくは検査をさせることができる。

4 関係人及び証人は、審査会の会議に出席して意見を述べることができる。

5 審査会は、審査の請求を受けた日から起算して六十日以内に審査の決定を行い、決定の日から起算して七日以内に、文書で、組合及び審査を請求した者に對し、これを通知しなければならない。

6 第一項の規定による給付に関する決定に対する審査の請求は、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

(審査会に關する事項の政令への委任)

委任)

第六十七条 審査会の委員並びに前條第三項の規定により出頭を命じた関係人及び同項の規定により診断又は検査をさせた医師の報酬及び旅費その他審査会に關し必要な事項は、政令で定める。

第七章 會計

(事業年度)

第六十八条 組合の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 組合は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(予算及び決算)

第六十九条 組合は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 理事長は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添附し、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に組合会に提出し、その議決を受けなければならない。

3 組合は、前項の書類を決算完結後二月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

4 組合は、前項の規定による農林大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければなら

らない。

(余裕金の運用)

第七十条 組合は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 農業協同組合法第十條第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会、水産業協同組合連合会、八十七條第一項第二号の事業を行う漁業協同組合連合会、農林中央金庫若しくは銀行への預金又は郵便貯金

二 銀行又は信託会社への金銭信託

三 国債、地方債その他農林省令で定める有価証券の取得

四 不動産の取得

(會計等に関する事項の省令への委任)

第七十一条 前三條に規定するもののほか、余裕金の運用その他組合の會計及び財務に關し必要な事項は、農林省令で定める。

第八章 監督

(監督)

第七十二条 組合は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、第四條第二項の規定による認可をし、若しくは第六十九條第一項の規定による認可若しくは同條第三項の規定による承認をし、又は第七十條第三号若しくは前條の規定により農林省令を定めるときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

(監督命令)

第七十三条 農林大臣は、この法律を施行するために必要があると認めるときは、組合に對し、その業

務に關して、監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第七十四条 農林大臣は、必要があるとき、組合に対し、その業務及び資産の状況に關して報告をさせ、又は当該職員をして組合の事務所に入り、その業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の職員は、同項の規定による立入検査をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 厚生大臣は、必要があると認めるときは、組合に対し、その業務及び資産の状況について報告をさせることができる。

(役員就任の認可の取消)

第七十五条 農林大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、第九条第七項において準用する第八條第四項の規定によつてした認可を取り消すことができる。

一 この法律、この法律に基く命令(第七十三條の規定による農林大臣の監督上の命令を含む。)又は定款に違反したとき。

二 準禁治産の宣告を受けたとき。

三 心身の故障により職務を執ることができないとき。

2 前項の規定による認可の取消が

あつたときは、その役員は、その職を失う。

第九章 雑則

(関係書類の備えつけ及び閲覧)

第七十六条 理事長は、定款、業務方法書、財務諸表及び決算報告書を組合の事務所へ備えつけて置かなければならない。

2 組合員又は任意継続組合員は、理事長に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(組合の報告徴収等)

第七十七条 組合は、農林省令で定めるところにより、農林漁業団体に、その使用する組合員の異動、給与等について報告をさせ、又は文書を提示させることができる。

2 組合は、農林省令で定めるところにより、組合員、任意継続組合員又はこの法律により給付を受けるべき者に、農林漁業団体等に対して組合の業務の執行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

(戸籍書類の無料証明)

第七十八条 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。)は、組合員、任意継続組合員又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者に対し、当該市町村の条例で定めるところにより、組合員、組合員であつた者又はこの法律に基く給付を受ける権利を有する者の戸籍に關して、無料で証明を行うことができる。

(施行手続等の省令への委任)

第七十九条 この法律に特別の定めがあるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その施行について必要な事項は、農林省令で定める。

第十章 罰則

第八十条 第七十四條第一項又は第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 組合の役員、代理人又は使用人その他の従業者が、組合の業務又は財産に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、組合に対しても同項の刑を科する。

第八十一条 次の各号の一に該当する場合に、組合の役員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律に違反して、登記することを怠つたとき。

二 この法律又は定款に規定する業務以外の業務を行つたとき。

三 第六十九條第四項の規定に違反して、公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

四 第七十条の規定に違反して、業務上の余給金を運用したとき。

五 第七十三條の規定による農林大臣の監督上の命令に違反したとき。

第八十二条 第十六條第一項若しくは第二十二條第二項の規定による届出をせず、又は第七十七條の規定による報告、申出若しくは届出を

せず、虚偽の報告、申出若しくは届出をし、又は文書の提示若しくは提出を怠つた者は、一万円以下の過料に処する。

第八十三条 第六條の規定に違反して、農林漁業団体職員共済組合という名称又はこれと紛らわしい名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。ただし、附則第二条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(組合の設立)

第二条 農林大臣は、この法律の公布の日から三十日以内に、農林漁業団体及び農林漁業団体の役員以外の職員のうちからそれぞれ三十人以内の同数の者を組合設立委員として指名しなければならない。

2 組合設立委員は、指名の日から六十日以内に、第四條第一項各号に掲げる事項についての定款並びに当初の事業年度の収入及び支出の予算を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 農林大臣は、前項の規定により認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣と協議しなければならない。

4 組合設立委員は、第二項の認可を受けた日から三十日以内に、理事長となるべき者一人及び監事となるべき者二人並びに定款で定める員数の理事となるべき者を選挙し、農林大臣の認可を受けなければならない。

5 農林大臣は、前項の規定により認可をしたときは、直ちに、その旨を告示するものとする。

第三条 組合は、前条第五項の規定による告示があつたときは、昭和三十四年一月一日に成立する。

2 前条第二項の規定により作成した定款及び予算並びに同条第四項の理事長、理事及び監事となるべき者は、組合の成立の日において、それぞれ、組合の定款及び予算並びに理事長、理事及び監事となるものとする。この場合においては、組合は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

3 前項の理事長、理事及び監事の任期は、第九條第三項本文の規定にかかわらず、一年をこえない範囲内において定款で定める。

(厚生年金保険の被保険者であつた期間の取扱)

第四条 組合の成立の日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で組合の成立と同時に組合員となつたものの組合の成立の日の前日以前における厚生年金保険の被保険者であつた期間(その期間の計算については、厚生年金保険法の規定による。以下同じ。)は、この法律(第二十一條第三項を除く。)の適用については、組合員であつた期間とみなし、これとその他の者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。この場合においては、組合員となつた者(組合の成立の日の前日において厚生年金保険法に基く給付を受けている者を除く)厚生年金保険の被保険者であつた期間は、組合

の成立の日以後における同法の適用については、厚生年金保険の被保険者でなかつたものとみなす。

(給付の調整)

第五条 前条の規定により組合員であつた期間とみなされる期間（以下「通算期間」という。）を有する組合員又は任意継続組合員に係る退職年金、退職一時金、遺族年金又は遺族一時金の額については、第三十六条第二項、第三十八条第二項、第四十七条第四号又は第五十条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額をそれぞれ当該規定に定められる退職年金、退職一時金、遺族年金又は遺族一時金の額とする。ただし、退職一時金又は遺族一時金については、その計算の基礎となるべき期間に通算期間が含まれている場合に限る。

一 退職年金の年額 第三十六条第二項の規定により算定した額から、当該額に通算期間を組合員であつた期間（通算期間及び任意継続組合員であつた期間を含む。）以下「全組合員期間」という。）で除して得た割合を乗じて算出した額の百分の二十（組合の成立の日におけるその者の標準給与の月額が一万八千円をこえる場合にあつては、百分の二十に当該月額を一万八千円を除して得た割合を乗じて算出した比率。以下この条において同じ。）に相当する額を控除した額

二 退職一時金の額 第三十八条第二項の規定により算定した額

から、平均標準給与の月額に通算期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の二十に相当する額を控除した額

三 遺族年金の年額 第四十七条第四号の規定により算定した額から、当該額に通算期間を全組合員期間で除して得た割合を乗じて算出した額の百分の二十に相当する額を控除した額（その額が一万九千円に達しないときは、一万九千円）

四 遺族一時金の額 第五十条第二項の規定により算定した額から、平均標準給与の月額に通算期間に応じ別表第一に定める日数を乗じて得た額の百分の二十に相当する額を控除した額

（厚生保険特別会計からの交付金）

第六条 政府は、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計から一定の金額を組合に交付するものとする。

2 前項の一定の金額は、昭和三十三年十二月三十一日における厚生保険特別会計の年金勘定の積立金総額から、同日において厚生年金保険法の規定により年金たる保険給付を受ける権利を有する者が同日以後受けるべき年金額の百分の八十五に相当する額の現価の総額を控除して得た額に、同日において厚生年金保険の被保険者であり、かつ、組合の成立と同時に組合員となる者の厚生年金保険の被保険者であつた期間のそれぞれの期間の標準報酬月額に当該期間に係る所定の保険料率をそれぞれ乗じて得た額の総額を同日における

厚生年金保険のすべての被保険者及び同日以前に厚生年金保険の被保険者であつたすべての者の被保険者であつた期間のそれぞれの期間の標準報酬月額に当該期間に係る所定の保険料率を乗じて得た額の総額で除して得た割合を乗じて算出した額とする。

3 政府は、昭和三十四年度において、第一項の規定により交付すべき金額の概算額を、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計から組合に交付することができ

る。

4 前項の規定により交付した額が、第二項の規定により計算して得た額をこえたときは、組合は、その超過額を、政令で定めるところにより、厚生保険特別会計に返還しなければならない。

（農林省設置法の一部改正）

第七条 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八条 第一項第二号の次に次の一号を加え、同条第二項中「第二号」の下に「第二号の二」を加える。

二の二 農林漁業団体職員共済組合の指導監督及び助成を行うこと。

（厚生保険特別会計法の一部改正）

第八条 厚生保険特別会計法（昭和十九年法律第十号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「当分ノ間」の下に「農林漁業団体職員共済組合（昭和三十三年法律第 号）附則第六條第四項ノ規定ニ依ル農林

漁業団体職員共済組合ヨリノ返還金ハ年金勘定ノ歳入トシ」を加え、「及」を「並ニ」に改め、「附則第三十五項」の下に「並ニ農林漁業団体職員共済組合法附則第六條第一項及第三項」を加え、「年金勘定」を「同勘定」に改める。

（国民金融公庫が行う恩給担保金に関する法律の一部改正）

第九条 国民金融公庫が行う恩給担保金に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第四号中「市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二十四号）第十五条組合の給付」の下に「農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第 号）第十九条（組合の給付）」を加える。

（登録税法の一部改正）

第十条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条 第七号中「私立学校教職員共済組合」の下に「農林漁業団体職員共済組合」を、「私立学校教職員共済組合」の下に「農林漁業団体職員共済組合」を加え、同条第十八号中「私立学校教職員共済組合」を加え、同条第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三ノ二 農林漁業団体職員共済組合ガ農林漁業団体職員共済組合法第五十三條ノ事業ノ用ニ供スル建物又ハ土地ノ權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記

（印紙税法の一部改正）

第十一条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条 第六号ノ十ノ六の次に次の一号を加える。

六ノ十ノ七 農林漁業団体職員共済組合ノ農林漁業団体職員共済組合法第十九條ニ掲グル給付、同法第五十三條第二号ノ貸付及同条第三号ノ事業ニ關スル証書、帳簿

（所得税法の一部改正）

第十二条 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条 第一項第十二号中「並びに私立学校教職員共済組合」を、「私立学校教職員共済組合並びに農林漁業団体職員共済組合」に改める。

（法人税法の一部改正）

第十三条 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条 第一項第四号中「並びに私立学校教職員共済組合」を、「私立学校教職員共済組合並びに農林漁業団体職員共済組合」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十四条 地方税法（昭和二十五年

法律第二百二十六号の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「並びに私立学校教職員共済組合」を

「私立学校教職員共済組合並びに農林漁業団体職員共済組合」に改める。

別表第一

組合員又は任意継続組合員であつた期間	日数	組合員又は任意継続組合員であつた期間	日数	組合員又は任意継続組合員であつた期間	日数
六月以上	一〇日	七年以上	一四〇日	一三年六月以上	三〇五日
一年未満	二〇日	七年六月未満	一五〇日	一四年未満	三二〇日
一年六月以上	三〇日	八年以上	一六〇日	一四年六月以上	三三二日
二年未満	四〇日	八年六月未満	一七〇日	一五年未満	三三五日
二年六月以上	五〇日	九年以上	一八〇日	一五年六月以上	三六五日
三年未満	六〇日	九年六月未満	一九〇日	一六年未満	三八〇日
三年六月以上	七〇日	一〇年以上	二〇〇日	一六年六月以上	三九五日
四年未満	八〇日	一〇年六月未満	二一〇日	一七年未満	四一〇日
四年六月以上	九〇日	一一年以上	二二〇日	一七年六月以上	四二五日
五年未満	一〇〇日	一一年六月未満	二三〇日	一八年未満	四四〇日
五年六月以上	一一〇日	一二年以上	二四〇日	一八年六月以上	四五五日
六年未満	一二〇日	一二年六月未満	二五〇日	一九年未満	四七〇日
六年六月以上	一三〇日	一三年以上	二六〇日	一九年六月以上	四八五日
七年未満	一四〇日	一三年六月未満	二七〇日	二〇年未満	四九五〇日

別表第二

障害年金を支給すべき程度の廃疾の状態

廢疾の程度	番号	廢疾の状態
一	一	両眼の視力が〇・〇二以下に減じたもの又は一眼が失明し他眼の視力が〇・〇六以下に減じたもの
二	二	両眼又は言語の機能を喪失したもの
三	三	両腕を肘関節以上で失つたもの
四	四	両足を足関節以上で失つたもの
五	五	両腕の用を全く失つたもの
六	六	両足の用を全く失つたもの
七	七	十指を失つたもの
八	八	前各号のほか、傷病により廢疾となり、高度の精神障害又は身体障害を残し、勤労能力を喪失したもの
級	一	一 両眼の視力が〇・一以下に減じたもの
二	二	二 鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳蝸に接しなければ大声を解し得ない状態にあるもの
三	三	三 脊柱に著しく機能障害を残すもの
四	四	四 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
五	五	五 一手のおや指及びひとさし指をあわせて四指以上を失つたもの
六	六	六 十指の用を失つたもの
七	七	七 一腕の三大関節中二関節の用を失つたもの
八	八	八 一足の三大関節中二関節の用を失つたもの
九	九	九 一足を足関節以上で失つたもの
十	十	十のあしゆびを失つたもの
十一	十一	前各号のほか、傷病により廢疾となり、精神障害又は身体障害を残し、勤労能力に高度の制限を有するもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を失つたものとは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。

別表第三

障害一時金を支給すべき程度の廃疾の状態

番号	廃疾の状態
一	一眼の視力が〇・一以下に減じたもの又は両眼の視力が〇・六以下に減じたもの
二	両眼のまぶたに著しい欠損又は両眼に半盲症、視野狭窄若しくは視野変状を残すもの
三	咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの
四	鼓膜の大部分の欠損その他により一耳の聴力が耳数に接しなれば大声を解し、得ない状態にあるもの
五	鼻を欠損しその機能に著しい障害を残すもの
六	せき柱に著しい運動障害を残すもの
七	おや指、ひとさし指又はおや指及びひとさし指以外の二指以上を失つたもの
八	おや指の用を廃したものの、ひとさし指をあわせて二指の用を廃したもの又はおや指及びひとさし指以外の三指の用を廃したもの
九	一腕の三天関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十	一足の三天関節中一関節以上に著しい機能障害を残すもの
十一	一腕の長管状骨に仮関節を残すもの
十二	一足の長管状骨に仮関節を残すもの
十三	一足を三センチメートル以上短縮したもの
十四	一足の第一のあしゆび又はその他の四のあしゆびを失つたもの
十五	一足の五のあしゆびの用を廃したもの
十六	前各号のほか、傷病により廃疾となり、精神障害、身体障害又は神経系統に障害を残し、勤労能力に制限を有するもの

備考

- 一 視力測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力につき測定する。
- 二 指を失つたものとは、おや指は指関節、その他の指は第一指関節以上を失つたものをいう。
- 三 指の用を廃したものは、指の末節の半分以上を失い、又は掌指関節若しくは第一指関節（おや指にあつては、指関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
- 四 あしゆびを失つたものとは、その全部を失つたものをいう。
- 五 あしゆびの用を廃したものは、第一のあしゆびは末節の半分以上、その他のあしゆびは末関節以上を失つたもの又は蹠趾関節若しくは第一趾関節（第一のあしゆびにあつては、趾関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

三月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、狩猟法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願（第九六八号）（第一〇四〇号）

第九六八号 昭和三十三年三月三日受理

日受理

狩猟法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願

請願者 名古屋市中区御幸本町

通二ノ八愛知県銃砲商

工組合内稻垣甚一外三

名

紹介議員 草葉 隆圓君

狩猟法の一部を改正する法律案（第六八条関係）の主旨によると空気銃狩猟許可年齢が二十才となるが、空気銃の所持が十四才から法的に認められているにもかかわらず狩猟年齢を二十才に引き上げてその欲求を抑圧することは、かえつて密猟あるいは不当使用に走らせ、ひいては違法觀念を失わせる結果となるから、これを現行法と十八才にせられたい。また同法案（第三條以下関係）においては空気銃狩猟を丙種狩猟免許として狩猟者税の高額課税をすることになっているが、これも実情無視の措置であるから、これを現行法とあり狩猟登録制、登録手数料五百円以下程度に修正せられたいとの請願。

第一〇四〇号 昭和三十三年三月五日受理

五日受理

狩猟法の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願

請願者 三重県松阪市新町三丁

日長東吉六外二名

紹介議員 齋藤 昇君
この請願の趣旨は、第九六八号と同じである。

昭和三十三年三月十九日印刷

昭和三十三年三月二十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局